

長岡市スポーツ推進計画 (案)



平成 29 年 月

長岡市・長岡市教育委員会

目次

第1章 計画の基本事項	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の位置付け、性格、スポーツの定義.....	2
3 計画期間.....	4
4 計画の策定方法.....	5
5 計画策定の背景.....	8
6 本市のスポーツを取り巻く現状と課題.....	10
6-1 地域性、人口構造、市民の健康意識.....	10
6-2 「育てる」スポーツの現状と今後の課題.....	12
6-3 「する」スポーツの現状と今後の課題.....	14
6-4 「競う」スポーツの現状と今後の課題.....	16
6-5 「支える」スポーツの現状と今後の課題.....	17
6-6 「観る」スポーツの現状と今後の課題.....	20
第2章 基本方針	22
1 スポーツ推進の基本的な考え方.....	22
2 基本目標.....	23
3 施策体系.....	25
4 計画の推進体制.....	27
4-1 スポーツ振興における各主体の役割.....	27
4-2 計画の推進.....	27
4-3 計画の進行管理.....	27
第3章 基本施策	28
目標1 「育てる」スポーツの推進.....	28
1-1 乳幼児期の活発な身体活動の推進.....	29
1-2 学童・思春期のスポーツ活動の推進.....	30
1-3 スポーツに親しむ環境づくりの推進.....	32
目標2 「する」スポーツの推進.....	33
2-1 青年・成人期の「する」スポーツの普及.....	34
2-2 高齢期の「する」スポーツの普及.....	36
2-3 障害のある人の「する」スポーツの環境づくり.....	38
目標3 「競う（競技）」スポーツの推進.....	39
3-1 競技選手としての育成・強化.....	40
3-2 競技スポーツ推進体制の充実.....	41

目標 4 「支える」スポーツの推進	42
4-1 スポーツ活動の基盤強化	43
4-2 スポーツに携わる人材の充実.....	45
目標 5 「観る」スポーツとスポーツ観光の推進	49
5-1 トップレベルのスポーツにふれる機会の拡充.....	50
5-2 スポーツ観光（スポーツツーリズム）の推進.....	52
5-3 スポーツ情報の提供の充実.....	53
参考資料	54
1 長岡市スポーツ推進審議会条例、委員名簿.....	54
2 スポーツ推進計画策定検討委員会開催要領、委員名簿	56
3 計画の策定経過.....	57

第 1 章 計画の基本事項

1 計画策定の趣旨

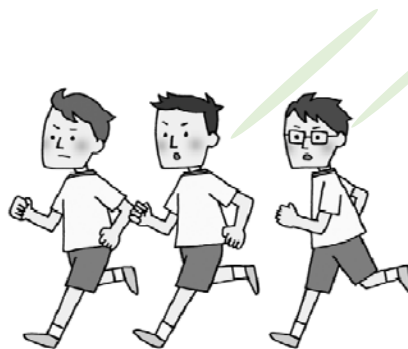
「人が楽しみ、よりよく生きるために、自ら行う自由な身体活動」（日本体育協会スポーツ憲章より）であるスポーツは、すべての市民の健全な心身の発達に不可欠なものであり、活力に満ちたまちづくりにつながります。

長岡市（以下、「本市」という。）及び長岡市教育委員会（以下、「市教育委員会」という。）は、平成 19 年度から 28 年度までの 10 年間、「長岡市スポーツ振興基本計画」（以下、「現行計画」という。）に基づき、「市民が自らスポーツを楽しみ健康で生きがいを感じるまちづくり」を目標に、「する」「育てる」「支える」「観る」の 4 つの施策の柱により、スポーツ振興事業に取り組んできました。

この間、2009 トキめき新潟国体・トキめき新潟大会の成功、「スポーツ基本法」の施行、2020 東京オリンピック・パラリンピックの開催決定のほか、本市と（株）新潟プロバスケットボール（新潟アルビレックスBB）等との包括連携協定の締結をはじめ、アルビレックス新潟（サッカー）や新潟アルビレックスBC（野球）、新潟アルビレックスRC（陸上）との連携強化など、本市のスポーツを取り巻く環境も変化しており、市民がスポーツを楽しむ機会、参加する機会も多くなることが想定されます。こうした中、地域コミュニティが主体となって市民スポーツを支える地域の基盤を市内全域でさらに拡充していく必要があります。

本市のまちづくりは、平成 28 年度から新たに策定した「長岡市総合計画」（計画期間：平成 28～37 年度）に基づき、将来像である「前より前へ！ 長岡 志を未来に活かし輝き続けるまち」の実現に向けてスタートしました。

これからの新しいまちづくりを推進するべく、本市及び市教育委員会は、スポーツを取り巻く状況の変化を踏まえ、これまでの取り組みを継承しつつ、スポーツの持つ大きな力をまちづくりに最大限に活かすことを目指し、スポーツ推進のための新たな指針として「長岡市スポーツ推進計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。



2 計画の位置付け、性格、スポーツの定義

●計画の位置付け

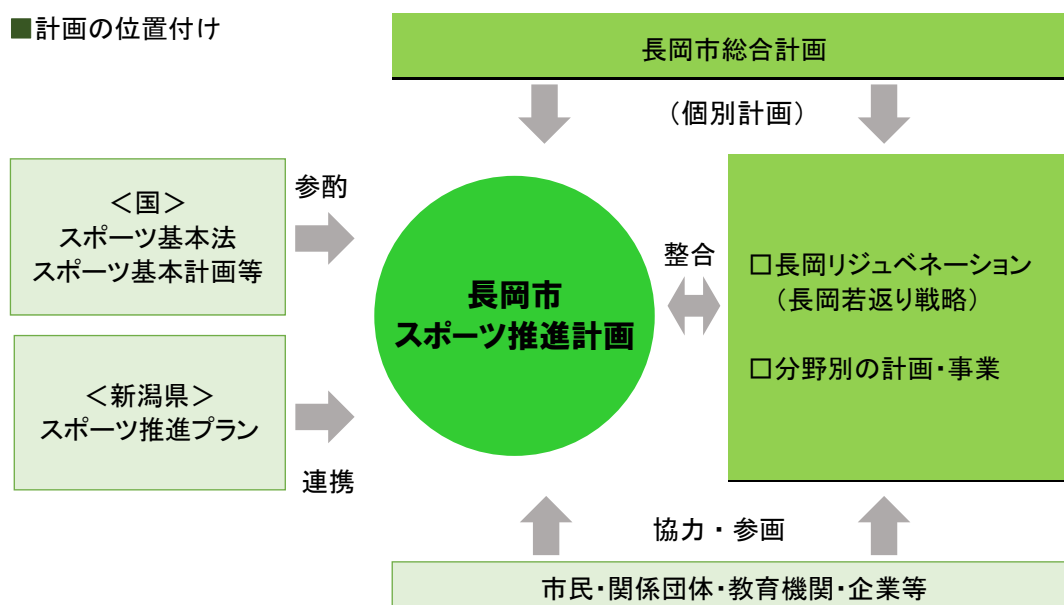
本計画は、スポーツ基本法第10条に基づき地方公共団体が策定する「地方スポーツ推進計画」にあたります。

本市のまちづくりにおける本計画の位置付けは、「長岡市総合計画」に基づく個別計画のひとつであり、スポーツ行政のマスタープランとなるもので、現行計画に次ぐ第2次の計画となります。

本計画の策定及び推進にあたっては、「長岡市総合計画」「長岡リジュベネーション～長岡若返り戦略～（長岡市まち・ひと・しごと創生総合戦略／人口ビジョン）」をはじめ、本市の分野別の計画・事業との整合を図ります。

また、「スポーツ基本法」「スポーツ基本計画」「新潟県スポーツ推進プラン」等の内容を十分に参酌し、計画の策定及び推進を図ります。

■計画の位置付け



●計画の性格

本計画は、スポーツ推進の基本方針として次の性格を有します。

- 市民一人ひとりが地域のコミュニティスポーツ活動に積極的に参画することを促進します。
- 市民・関係団体・教育機関・企業等との連携・協働体制を強化し、共通の目標を持って事業展開します。
- スポーツを通して地域コミュニティの形成やまちづくりを推進します。

●本計画における「スポーツ」の定義

本計画では「スポーツ」を次のように定義します。

本計画における「スポーツ」とは、競技スポーツやニュースポーツ等の一般的なスポーツに加え、ウォーキング・散歩・ストレッチ・ラジオ体操等の比較的軽い運動、健康づくりや体力づくりを目的とする通勤・通学時の徒歩や自転車、キャンプ活動など、目的意識を持った身体活動を含むものとします。

また、スポーツ観戦等の「観るスポーツ」や、スポーツイベントのボランティア活動等の「支えるスポーツ」も含んでいます。

なお、「スポーツ」という表記には上記をすべて含めていますが、内容をより適切に表すケースでは「運動」も使用します。

(参考) スポーツ基本法 平成 23 年 8 月施行 (前文要約)

- スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利
- 全ての国民がその自発性の下に、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会を確保
- スポーツは、次代を担う青少年の体力を向上。他者を尊重しこれと協同する精神、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、実践的な思考力や判断力を育む等人格の形成に大きな影響
- スポーツは、人と人、地域と地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成し、地域社会の再生に寄与。心身の健康の保持増進にも重要な役割を果たし、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に不可欠
- スポーツ選手の不断の努力は、人間の可能性の極限を追求する有意義な営み。国際競技大会における日本人選手の活躍は、国民に誇りと喜び、夢と感動を与え、国民のスポーツへの関心を高める。これらを通じて、我が国社会に活力を生み出し、国民経済の発展に広く寄与
- スポーツの国際的な交流や貢献が、国際相互理解を促進し、国際平和に大きく貢献するなど、スポーツは、我が国の国際的地位の向上にも極めて重要な役割を果たしている。

3 計画期間

本計画の期間は、平成 29 年度を初年度とする 10 年間（～平成 38 年度（2026 年度））とします。

なお、計画期間中、計画の進捗、法制度の大幅な改正並びに社会動向を踏まえ、必要な場合は見直すものとします。

■関連する主な計画の期間

		H 28	H 29	H 30	H 31	H 32	H 33	H 34	H 35	H 36	H 37	H 38	
長岡市	スポーツ推進計画 (平成 29～38 年度)		▶										
	総合計画 (平成 28～37 年度)	▶											
	長岡リジュベネーション (長岡若返り戦略) (平成 27～31 年度)	▶											
国	スポーツ基本計画 <方針> (平成 24～33 年度)	▶							⋯▶				
	同 <施策> (平成 24～28 年度)	▶	⋯▶					⋯▶					
新潟県	スポーツ推進プラン (平成 28～36 年度)	▶										⋯▶	

※点線は次期計画（予定）

4 計画の策定方法

●計画の策定体制

本計画は、市民・関係団体・教育機関・有識者等と協力・連携して策定しています。

①本市及び市教育委員会

本計画を決定する機関として、長岡市スポーツ推進審議会の答申を尊重し、議会との調整を踏まえて、本計画を決定します。

②長岡市スポーツ推進審議会（以下、「スポーツ推進審議会」という。）

本計画案を審議する機関として、長岡市スポーツ推進計画策定検討委員会（以下、「検討委員会」という。）及び策定ワーキング部会で策定された計画案、パブリックコメントで寄せられた市民の幅広い意見を審議し、本市及び市教育委員会に答申します。

③長岡市スポーツ推進計画策定検討委員会

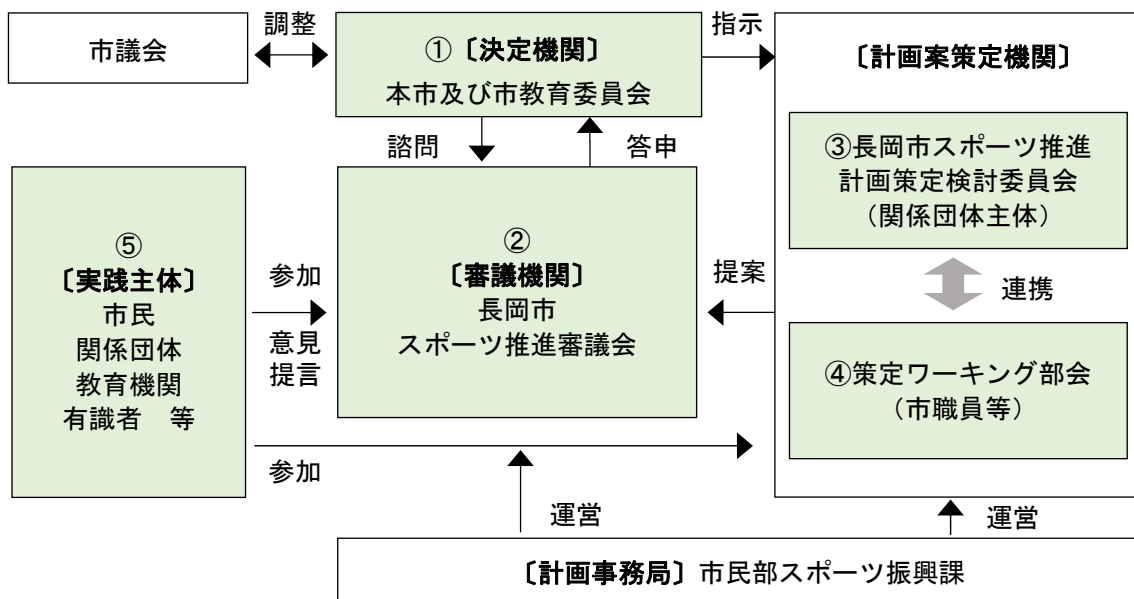
④策定ワーキング部会

本計画案を策定する機関として、両会の連携のもと、計画の内容・目標・推進体制等の計画全般にわたる調査及び検討を行い、とりまとめた計画案をスポーツ推進審議会に提案します。検討委員会委員は主に関係団体、策定ワーキング部会は関連部署の市職員等で構成します。

⑤市民・関係団体・教育機関・有識者等

本計画を実践する主体者として、また、行政サービスの受益者として、スポーツ推進審議会、検討委員会に参加するとともに、市民アンケート・団体ヒアリング・パブリックコメント等を通じ、計画全般にわたって積極的な意見を提言します。

■本計画の策定体制



●市民及び関係団体の意向反映

本計画に市民及び関係団体の意向を反映するため、市民アンケート、関係団体ヒアリング及びパブリックコメントを実施しました。

①市民アンケート

目的	市民の日ごろの運動やスポーツ活動の実態、スポーツに関する意識を把握する
調査対象	18歳以上の市民 4,000人 (居住地域を勘案した上で無作為抽出)
調査期間	平成28年4月22日～5月13日(最終受付6月8日)
調査方法	郵送調査(郵送による配付・回収)
回答数(回答率)	1,642票(41.1%)
調査内容	①回答者の属性 ②スポーツの活動状況、スポーツへの意識 ③観るスポーツに関する意識・期待 ④地域スポーツに関する意識・期待 ⑤スポーツへの関心 ⑥自由意見
(参考) 前回調査	平成19年の「市民のスポーツや運動に関する意識調査」 配付数4,000票、回答数1,699票(回答率42.5%)

②関係団体ヒアリング

目的	地域スポーツの課題、スポーツ振興に対する行政への要望を把握する
調査対象	・スポーツ協会加盟団体(48団体) ・総合型地域スポーツクラブ(6団体) ・長岡市スポーツ少年団(142団体) ・専門指導者・有識者等(3団体) スポーツ医科学機構、長岡市健康・体力づくり指導者会、 スポーツコーチャーズネット長岡
調査期間	平成28年8月
調査方法	アンケート調査
調査内容	①団体の名称、回答者、会員数、活動内容 ②活動の現状と主な課題、課題に対する今後の考え ③コミュニティスポーツ活動の現状、今後の計画 ④行政や他団体との連携や役割への考え方、行政への要望

③パブリックコメント

目的	本計画の内容に関して、市民からの幅広い意見・提案を把握し、計画内容の参考とする
調査期間	平成 28 年 12 月 15 日～平成 28 年 12 月 28 日（14 日間）
実施方法	市ホームページ、市役所・支所等における計画案の閲覧
意見方法	電子メール、電話、FAX



5 計画策定の背景

●スポーツの重要性の高まり

少子化の進展と超高齢社会の到来によって、国の社会・経済・財政に大きく影響するようになった国民の健康の保持・増進は、今や国全体の最重要課題のひとつとなっています。国民の健康の保持・増進に重要となるのが運動習慣の確立・定着であり、そのため、市民スポーツの重要性も高まっています。

また、近年は健康増進への役割に加えて、地域コミュニティや絆の再生、社会・経済の活性化、公正さや規律を学ぶ場の創出、国内外との交流拡大、国際社会への貢献など、スポーツの果たす役割への期待がますます大きくなっています。

●国のスポーツ政策の動向

こうした社会の状況を踏まえ、「スポーツ振興法」が50年ぶりに全面改正され、スポーツ推進のための基本的な法律として「スポーツ基本法」が平成23年8月に施行されました。

続いて平成25年9月に決定した2020東京オリンピック・パラリンピックの平成32年開催を契機として、スポーツを盛り上げようという機運が全国で高まっています。

国は、こうした動きを捉え、社会全体でスポーツの意義や価値を共有し、スポーツの持つ大きな力を活かした社会の形成に向けて「新たなスポーツ文化」の確立を目指し、平成27年10月1日、スポーツ行政を一元的に担う「スポーツ庁」（文部科学省の外局）が発足しました。

■スポーツ基本法の8つの理念

- ① 生涯にわたりあらゆる機会と場所において、自主的・自律的に適性や健康状態に応じてスポーツを行うことができるようにする。
- ② 学校、スポーツ団体、家庭及び地域における活動の相互の連携を図る。
- ③ 地域において、スポーツを身近に親しむことができるようにするとともに、スポーツを通じて、地域の人々の交流が促進され、かつ、地域間の交流の基盤が形成されるよう推進する。
- ④ スポーツを行う者の心身の健康の保持増進、安全の確保を図る。
- ⑤ 障害者が自主的かつ積極的にスポーツが行えるよう配慮する。
- ⑥ スポーツに関する競技水準の向上に資する諸施策相互の有機的な連携を図りつつ、効果的に推進する。
- ⑦ 国際相互理解の増進及び国際平和に寄与するものとなるよう推進する。
- ⑧ スポーツに対する国民の幅広い理解及び支援が得られるよう推進する。

出典：文部科学省

国は、「スポーツ基本法」の規定に基づき、平成 24 年 3 月に「スポーツ基本計画」を策定し、今後 10 年間（平成 24～33 年度）の基本方針と 5 年間（平成 24～28 年度）に実施する施策と目標を示しました。

平成 29 年 3 月には、「第 2 期スポーツ基本計画」を策定する予定です。

■国のスポーツ基本計画の基本方針

〈スポーツを通じて目指す社会の姿〉

スポーツを通じてすべての人々が幸福で豊かな生活を営むことができる社会

- 青少年が健全に育ち、他者との協同や公正さと規律を重んじる社会
- 地域の人々の主体的な協働により深い絆で結ばれた一体感や活力がある地域社会
- 健康で活力に満ちた長寿社会
- 国民が自国に誇りを持ち、経済的に発展し、活力ある社会
- 国際的に信頼され、尊敬される国

↓

スポーツの意義や価値が広く共有＝「新たなスポーツ文化」の確立

出典：文部科学省

●新潟県のスポーツ政策の動向

新潟県では、平成 18 年度から「県民スポーツ振興プラン」（計画期間：平成 18～28 年度）に基づき、県民が日常生活の中にスポーツを取り入れる「生涯スポーツ社会」の実現に向けて、身近な地域で生涯にわたってスポーツに親しむことのできる環境整備と、各種のスポーツ施策に取り組んできました。

この間、スポーツ基本法の制定、2020 東京オリンピック・パラリンピックの開催決定など、スポーツを取り巻く環境が大きく変化したことを踏まえ、「県民スポーツ振興プラン」を全面改定し、「新潟県スポーツ推進プラン」（計画期間：平成 28～36 年度／9 年間）を策定しました。

■新潟県スポーツ推進プランの概要

〈ビジョン〉「県民がスポーツを通じて豊かな生活を送る社会」の実現

〈4つの柱〉

- 1 地域全体が主体的に連携・協働してスポーツを推進する仕組みづくり
- 2 本県競技力向上と県民のスポーツへの親しみ度に応じた施策の推進
- 3 年齢・性別・障害の有無等に応じた施策の推進
- 4 地域資源を活用した受入体制づくりと新潟県のスポーツの魅力発信〈スポーツを通じて目指す社会の姿〉

出典：新潟県

6 本市のスポーツを取り巻く現状と課題

6-1 地域性、人口構造、市民の健康意識

●多様な地域性

本市は、長岡地域・中之島地域・越路地域・三島地域・山古志地域・小国地域・和島地域・寺泊地域・栃尾地域・与板地域・川口地域の11の地域に広がり、山岳・丘陵・河川・海岸等の多彩な自然に恵まれています。

気候は、和島地域・寺泊地域等の平野部や海岸部は比較的降雪が少ない一方、山古志地域・小国地域・栃尾地域・川口地域等の山間部は県内有数の豪雪地帯です。

●人口構造の変化

国勢調査に基づく本市の人口は、平成7年の約29万3千人をピークに減少に転じ、その後は人口減少が続き、平成27年は約27万5千人となっています。

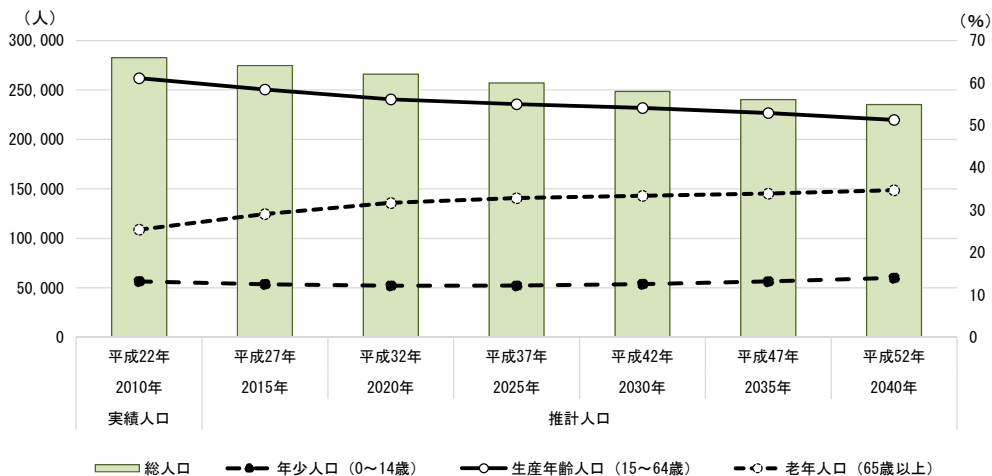
人口構造でみると、年少人口（0～14歳）は減少傾向、生産年齢人口（15歳～64歳）も平成7年からは減少傾向が続いています。その一方、老年人口（65歳以上）は一貫して増加しており、平成7年からは老年人口が年少人口を上回っています。

平成27年10月策定の「長岡リジュベネーション～長岡若返り戦略」では、本市の将来人口は、年少人口と生産年齢人口が今後も減少していく見通しであり、平成52年（2040年）の総人口を約21万8千人（現在から約23%減少）と推計しています。

この中で、老年人口はこれまでのように急増はしないものの、生産年齢人口が順次老年期に入り、また、平均余命も延びると考えられることから、平成32年（2020年）頃まで増加し、その後は横ばいで推移する見通しです。

本市では、この想定に基づき、地方創生に向けたまちづくりの戦略的な推進により、平成52年（2040年）以降は、23万5千人程度を維持したいと考えています。

■総人口・年齢3区分人口の将来推計



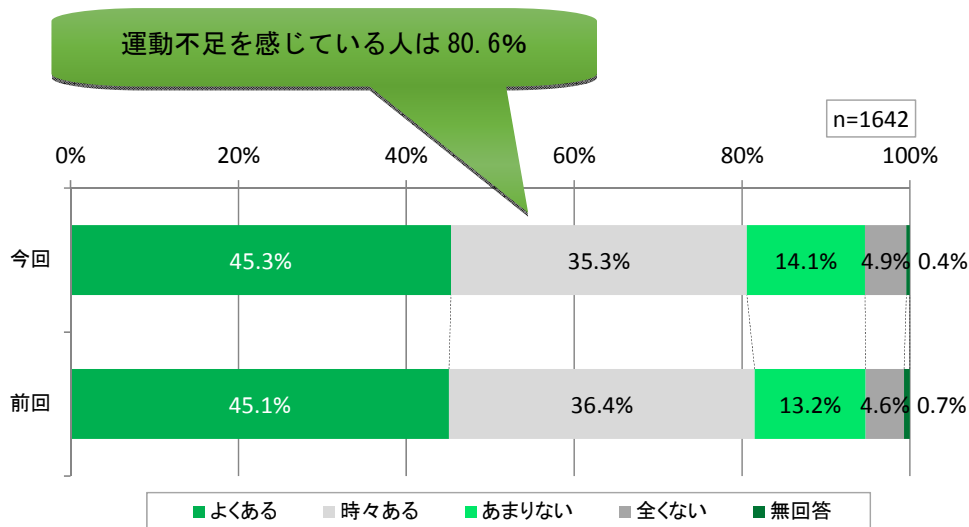
出典：長岡リジュベネーション～長岡若返り戦略

●市民の約 80%は運動不足

市民アンケート結果では、日ごろの運動不足を感じている人の比率（よくある＋時々ある）は 80.6%です。この比率は前回調査でも 81.5%に上り、この 10 年間に運動不足を感じている人の比率に大きな変化はみられません。

運動している人の比率（あまりない＋全くない）」が他に比べてやや少ないのは、就業では会社員と公務員、年齢では 20～59 歳であり、「働き盛りで勤め人に運動不足の傾向」がみられます。

■（参考）運動不足を感じるか（回答者数1,642人）



《これからの課題》

- 広大な面積と 11 の地域が広がる本市では、地域特有の自然環境、気候、人口構造を踏まえた上で、スポーツを通じて生涯にわたる健全な心身の発達を促すとともに、スポーツの持つ力を、人口減少や高齢化が進む各地域の活性化につなげていくことがますます重要になります。
- 人口構造の変化を踏まえて、年齢や心身の状態に応じて「育てる」「する」「競う」「支える」「観る」等の多様なスポーツの楽しみ方を広めていくことにより、豊かな市民生活と活気あるまちづくりにつなげることが重要になります。
- 人口減少に歯止めをかけるため、「長岡リジュベネーション～長岡若返り戦略」と連動し、2020 東京オリンピック・パラリンピックの事前合宿や各種大会の誘致による国内外とのスポーツ交流の拡大につなげることも必要です。
- これまでスポーツや健康のための運動の取り組みが少なかった世代や障害のある人などに対し、「運動のススメ」を働きかけることが必要です。

6-2 「育てる」スポーツの現状と今後の課題

●乳幼児期、学童・思春期の重要性

スポーツと関連の深い健康づくり分野では、乳幼児期、学童・思春期を次のように位置付けています（第2次ながおかヘルシープラン21（2013年版））。

乳幼児期（0～6歳）	人生の基盤となる身体と心の基礎を形成する重要な時期
学童・思春期（7～18歳）	身体や心の成長が著しく、あらゆる生活習慣や社会性を身に付け、家族や友人、人々とコミュニケーションをとりながら、自分で考え、判断・行動できる大人への移行期

●乳幼児期に身体を動かす機会の充実

雨や雪の日でも、子どもたちがのびのびと遊ぶことができる子育て支援施設として、平成21年度から平成28年度にかけて、全市に13か所の子育ての駅を整備しました。

子育ての駅やコミュニティセンター等では、乳幼児と保護者を対象に親子のふれあい遊びの講座等を開催し、親子で運動を楽しむ機会を設けています。



また、各保育園等では特色ある運動遊びに取り組み心身の発達を促すとともに、保護者と運動を楽しむ講座等も開催しています。

公共体育施設では、少年スポーツに導くきっかけづくりとして、幼児・親子の親子体操教室や親子運動遊びのイベントを開催しています。

●学童・思春期のスポーツをする子、しない子の「二極化」が顕著

市内の公立小・中学校では「1学校1取組」運動を展開し、児童生徒の体力向上に努めてきました。その結果、本市の小学生は男女ともに全種目で全国平均値（※）を上回っているか、ほぼ同じです。また、中学生は、男子が50m走、女子が50m走とハンドボール投げを除いた種目で全国平均値を上回り、全学校での取り組みの成果が上がりました。

一方で、少子化や指導教員不足などから、中学・高校部活動は縮小せざるを得ない状況にあり、中学生・高校生のスポーツ離れ、中でも女子のスポーツの実施率が低いなど、近年は、スポーツをする子、しない子の「二極化」が顕著になってきました。

現行計画の目標達成状況	H19（基準値）	H27（直近実績）	H28（目標値）
子ども対象スポーツ教室・少年団参加数	4,732人	4,200人	5,400人

※平成27年度全国体力・運動能力運動習慣等調査結果（小学校5年生、中学校2年生）

《これからの課題》

- 少子化や核家族化の進行、コンピュータゲーム等の普及、安全上の理由などを背景に、異年齢と遊ぶ機会や外遊びの機会が減少し、生活の中で体力や運動機能が自然に高まる環境ではなくなっています。そのため、身近な場所で、乳幼児が年間を通して身体を動かしながら遊ぶ機会の拡充が今後も重要になります。
- 学童・思春期におけるスポーツをする子、しない子の「二極化」の解消が、生涯にわたる運動の習慣化やスポーツを通じた人格形成を図る上で本市の大きな課題といえます。そのため、学校体育と地域スポーツの連携、スポーツ医科学等の根拠に基づいた適切な指導の普及を通じて、スポーツの楽しさや自己肯定感（自らの価値や存在意義を肯定する心）を育み、自らの個性・能力を伸ばす喜びを感じるような取り組みがとても重要になります。

6-3 「する」スポーツの現状と今後の課題

●スポーツをする人、しない人の「二極化」

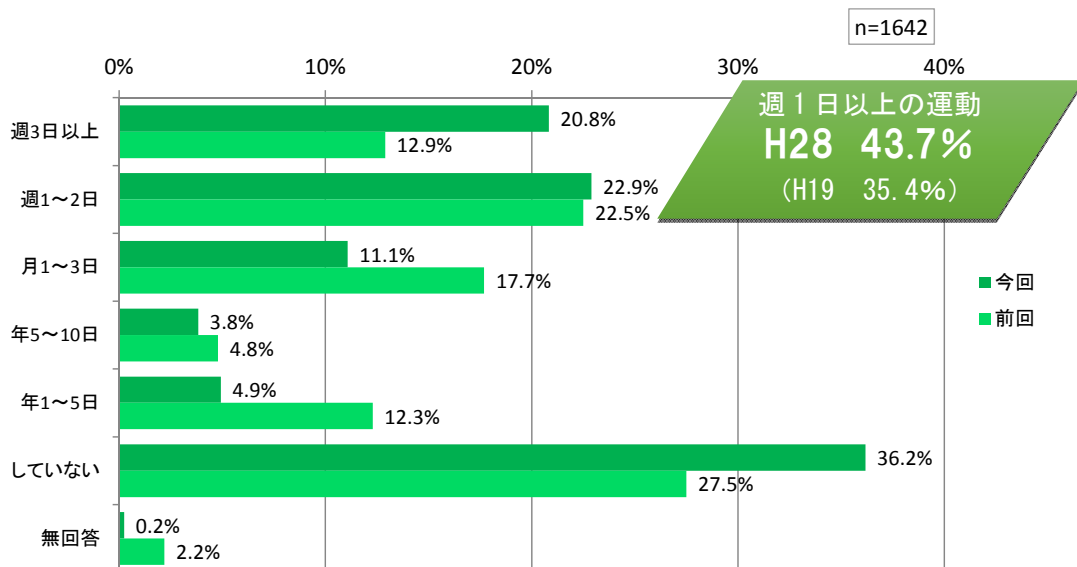
思春期から青年・成人期、高齢期、障害のある人を含め、市民一人ひとりが生涯にわたってスポーツに親しむ習慣の定着をテーマに、(公財)長岡市スポーツ協会(以下、「スポーツ協会」という。)、長岡市レクリエーション協会、長岡市スポーツ推進委員連盟と各地域の関係団体が協力し、ライフステージ、心身の状態、地域性に応じて、スポーツの情報提供やスポーツをする機会を創出しています。

こうした取り組みの成果を市民アンケート結果で見ると、「週1回以上、運動やスポーツを行う18歳以上の市民の比率」は、前回調査35.4%(平成19年度)から8.3ポイント増加の43.7%(週3日以上+週1~2日)となり、目標の65.0%(平成28年度)に届かなかったものの、一定の成果が上がっています。

その一方で、就職・仕事、結婚、子育て、親の介護などによる生活が変化する青年・成人期では、スポーツに親しむ時間がなく、スポーツ実施率の低下がみられます。

こうした市民アンケート結果から、この10年間でスポーツ実施率は向上していますが、まったくしていない人も増えており、スポーツをする人、しない人の「二極化」の傾向がみられます。

■スポーツ(運動や遊び等の身体活動を含む)をする頻度(回答者数1,642人)



出典：市民アンケート(平成28年)

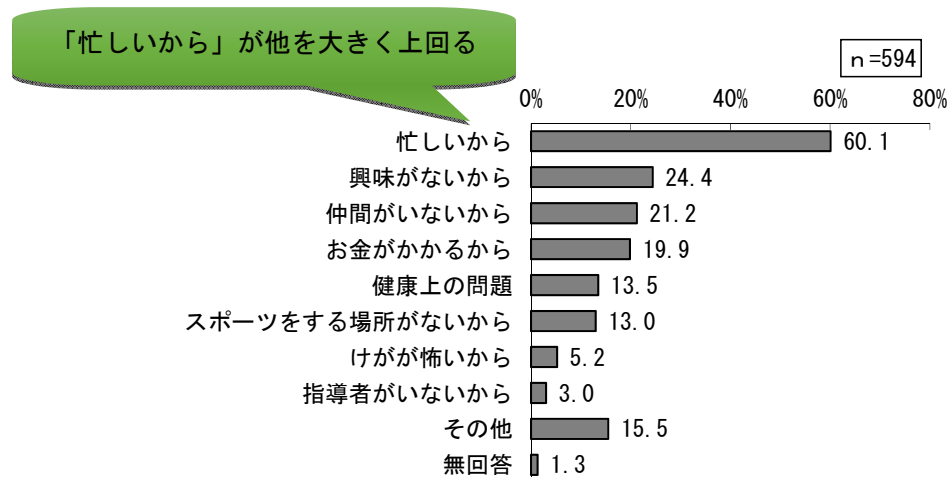
●スポーツ活動の大きな障壁は「多忙感」

市民アンケート結果をみると、「多忙感」が運動やスポーツをしない大きな障壁になっていることがわかります。

その一方で、スポーツに何らかの形で関わりたい意向が70%を超えていることから、身近で運動やスポーツに関わる環境が充実することによって、新しい魅力に気付いたり、仲間ができたりすることをきっかけに、スポーツに関心を持つようになることも期待できます。

決して簡単ではありませんが、スポーツをしない人に対して「多忙感」を払しょくするような動機付けを喚起し、行動変容を促していくことが必要です。

■スポーツをしていない理由（回答は運動をしていない人限定）（回答者数594人）



出典：市民アンケート（平成28年）

《これからの課題》

- 青年・成人期でスポーツをする人、しない人の「二極化」が進む中、身近な場所で運動やスポーツに気軽に親しめる機会を充実させるとともに、スポーツに関心のない人が「多忙感」を乗り越える動機付けが重要になります。
- スポーツ離れを食い止めるため、「仲間づくり」「交流」といった要素を組み合わせたスポーツの展開、また、「運動をする時間・機会がない」という市民に家事・育児・通勤の時間にできる楽しく、かつ、気軽に身体を動かす健康運動プログラムなどの提案がこれまで以上に求められています。
- 高齢者や障害のある人に対してスポーツの機会を提供するとともに、必要に応じた支援を提供する取り組みが必要です。

6-4 「競う」スポーツの現状と今後の課題

●選手の育成・強化

本市では、2009 トキめき新潟国体・トキめき新潟大会の開催を契機に、全国大会等で活躍できる選手の輩出を目指し、競技団体（29 種目）と連携して小学生から高校生までのジュニア選手の育成・強化を進めてきました。

平成 28 年現在は、2020 東京オリンピック・パラリンピックへの出場を目標に、可能性のある選手を指定し、日本代表や日本ランキング上位進出を目指す強化活動を推進しています。

これにより、全国大会や世界大会への出場選手が年々上昇傾向にあります。

現行計画の目標達成状況	H19（基準値）	H27（直近実績）	H28（目標値）
全国大会県予選ベスト4進出数	398人	455人	650人

●プロスポーツチームが身近にある環境

新潟アルビレックスBBは、アオーレ長岡をホームアリーナとして、Bリーグ（※）1部リーグに参入しました。

全国規模のプロスポーツチームが長岡を本拠地とするのは初めてのことであり、これを機に本市では、（株）新潟プロバスケットボール（新潟アルビレックスBB）等、4者による包括連携協定を締結しました。



本市には、新潟アルビレックスBBをはじめ、アルビレックス新潟（サッカー）、新潟アルビレックスBC（野球）や新潟アルビレックスRC（陸上）等、多くのプロスポーツ団体が活躍していることから、こうした団体と連携した競技スポーツの選手育成など、様々な取り組みが行える環境となっています。

「長岡市総合計画」の「施策の柱2-4 生涯にわたるまなびの場の充実」において、プロスポーツチームが身近にある環境を活かし、次世代を担う子どもたちを含め、世界や全国で活躍するスポーツ選手の育成強化体制の充実を目指しています。

※ 日本の男子バスケットボールリーグ（NBLとbjリーグ）を統括するために設立された団体

《これからの課題》

- 世界や全国で活躍するトップ選手を育成するために、これまでの選手育成システムと強化プログラムを深化させ、将来性や可能性の高い選手・チームに対する支援の拡充が必要です。
- プロスポーツチームが身近にある本市の環境を十分に活かして、市民がスポーツへの意欲や関心を高め、様々な形でスポーツに関わる動機付け（きっかけ）を増やすことが必要です。

6-5 「支える」スポーツの現状と今後の課題

●地域のスポーツ活動の基盤強化

本市では、市民が身近な場所でスポーツに親しむことができる基盤としてコミュニティスポーツ推進組織の育成に力を注いでいます。

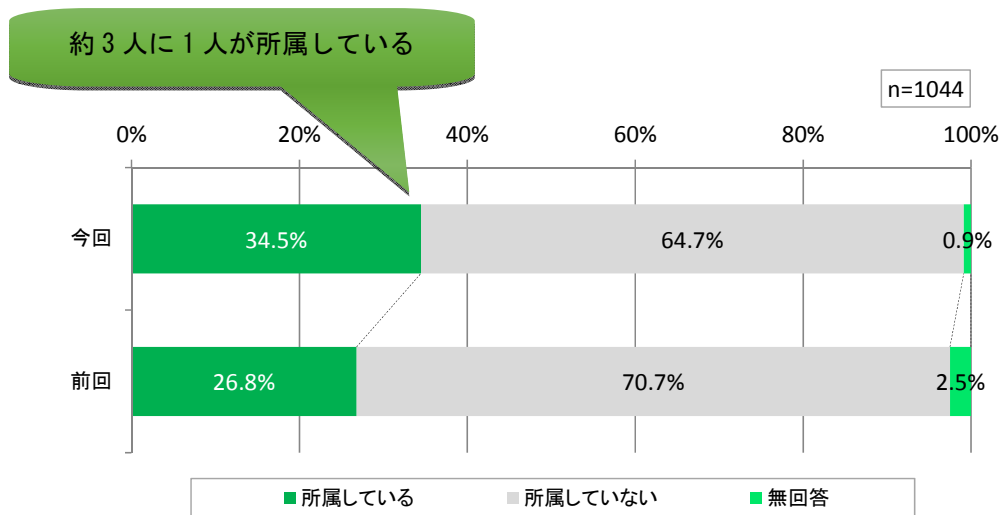
長岡地域の各地区では、コミュニティセンターを核としたコミュニティスポーツ推進組織が設置されており、地域スポーツ活動の活発化・活性化を進めています。支所地域ではコミュニティセンターの開設に合わせて体制構築を進めるとともに、コミュニティセンターが未設置の地域等では、国が推奨する総合型地域スポーツクラブの設立により、地域住民が自主的・主体的に運営を支えています。

こうした取り組みの結果、総合型地域スポーツクラブは平成 28 年 4 月末現在、6 クラブが設立されています。また、現行計画の目標のひとつである「市内の教室・クラブ開設数」は、この 10 年間で大きく増加しています。

現行計画の目標達成状況	H19（基準値）	H27（直近実績）	H28（目標値）
市内の教室・クラブ開設数	797 クラブ	854 クラブ	1,000 クラブ

市民アンケート結果では、「定期的なスポーツ教室・クラブやサークル等に所属している 18 歳以上の市民の比率」は、前回調査 26.8%（平成 19 年度）から 7.7 ポイント増加の 34.5%となり、目標の 50.0%（平成 28 年度）に至らないものの、一定の成果が上がっています。

■定期的なスポーツ教室・クラブやサークル等への所属（回答者数1,044人）



※回答者数は「年1日以上運動する人」で集計 出典：市民アンケート（平成28年）

◎コミュニティスポーツ推進組織とは

コミュニティを拠点として活動する各種目別のスポーツクラブ・サークルの代表者をはじめ、スポーツ関係団体や関係者など、地域住民が主体的に参画して、子どもから高齢者まで誰もがスポーツに親しめるよう**地域のスポーツ推進を担う組織**（コミュニティ推進会議スポーツ部会等）をいいます。年間を通じて、定期的な種目別活動に加えて各種教室やイベントの開催など、地域住民のニーズを踏まえた幅広いスポーツ活動を展開しています。

◎総合型地域スポーツクラブとは

本市が推進しているコミュニティスポーツ推進組織と理念を同じくするものであり、国では「総合型地域スポーツクラブ」と名付けて推奨しています。人々が身近な地域でスポーツに親しむことのできるスポーツクラブのことで、子どもから高齢者まで（多世代）、様々なスポーツを愛する人々が（多種目）、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる（多志向）という特徴を持ち、地域住民によって自主的・主体的に運営されるスポーツクラブをいいます。

《これからの課題》

- 地域それぞれの良さを活かしたスポーツの振興を図るためには、地域毎に健康体力づくりやスポーツを推進する基盤となる組織の強化が極めて重要です。
- 地域におけるスポーツをさらに活性化していくためには、身近な場所でスポーツに親しむ環境づくりが必要であり、地域住民が自主的・主体的に運営するコミュニティスポーツ推進組織や総合型地域スポーツクラブの育成を図る必要があります。

●指導者の養成と資質向上の取り組み

運動・スポーツの普及と活性化のためには、正しい知識と技術を有する指導者やコーディネーター（地域住民と行政との調整役）の存在が不可欠です。

本市では、現在、スポーツ推進委員 166 人、スポーツ普及員 262 人を委嘱し、地域スポーツの普及や指導にあたっています。

スポーツ協会では、子どもの体力・運動能力の向上、少年スポーツの普及、競技力の向上、生涯スポーツの推進などに向けて、ニーズや役割に応じたスポーツ指導者の発掘と養成に取り組んできました。この結果、「（公財）日本体育協会公認スポーツリーダー資格取得数」が、平成 19 年からの 10 年間で 7.4 倍と急増し、現行計画の目標を大きく上回りました。

現行計画の目標達成状況	H19（基準値）	H27（直近実績）	H28（目標値）
日体協公認スポーツリーダー資格取得数	92 人	503 人	400 人

《これからの課題》

- スポーツをする人、しない人の「二極化」を改善するためにも、スポーツ指導者の養成と適切な配置、ビギナー向けのプログラムの開発などを進めていく必要があります。
- 指導者の資質能力として必要な知識や技術の共通認識を図り、継続的に学び、情報交換できる体制づくりが必要です。
- 体罰やハラスメントの根絶に加え、フェアプレー精神・スポーツマンシップ等のスポーツの意義・価値を踏まえた指導活動の展開と、指導者を支える環境や養成する体制を充実していくことが重要です。
- スポーツを通じて培われたノウハウを現役世代の健康増進、子育てや学校教育への応用、高齢者の介護予防、障害者の生活機能向上などに役立てるような、スポーツと様々な分野を連結させる取り組みが求められています。
- 新たなスポーツへの関わり方として、スポーツボランティアの育成が必要です。

●公共スポーツ施設の計画的な整備

本市では、老朽化の著しい既存施設の修繕、維持管理及び新たな公共スポーツ施設の建設を、平成 21 年 3 月に策定した「長岡市スポーツ施設整備基本構想」に基づき、計画的に推進しています。

(近年の主な施設整備)

- 市民体育館、北部体育館、南部体育館の屋根・外壁の大規模改修
- 陸上競技場の全天候型トラックの全面改修と第 2 種公認の再取得
- 器械体操専用練習場の整備
- ニュータウン運動公園の新設(サッカー場 2 面、屋根付多目的コート、多目的芝生広場、ソフトボール場 2 面)

《これからの課題》

- 市民のスポーツ活動の拠点となる公共スポーツ施設の利用環境の向上、市全体でのバランスを考慮した施設の適正配置や既存施設の計画的な整備・改修が必要です。

6-6 「観る」スポーツの現状と今後の課題

●スポーツを自分らしく楽しみたい市民の割合が約70%

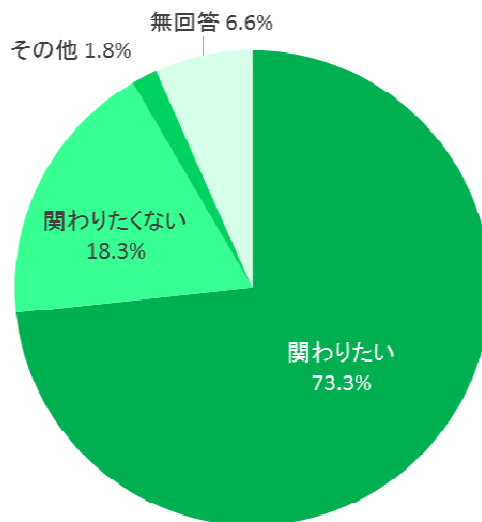
本市では、全国大会や大規模大会を積極的に開催しています。

また、新潟アルビレックスBB（バスケットボール）や新潟アルビレックスBC（野球）が、本市をチームの拠点としており、トップレベルの競技に接する機会やプロスポーツの観戦の機会が年々増加しています。

「長岡リジュベネーション～長岡若返り戦略」においては、「新潟アルビレックスBBと市民協働によるまちづくりを進める」ことを基本施策のひとつに掲げており、スポーツイベントの開催支援や団体との連携を通じて、若者を中心に国内外からより多くの人々が集い、出会う場の拡大を進めています。また、2020 東京オリンピック・パラリンピックの事前合宿の誘致を図り、市全体のスポーツ機運の醸成を進めています。

さらに、各地域の特色ある資源を活用し、誰もが楽しめる参加型スポーツが開催され、参加者と地域住民が一体となって、本市の魅力発信や交流人口の拡大、まちの活性化につなげる取り組みも進めています。

■今後のスポーツ活動への意向（回答者数1,642人）



※「関わりたい」は、「自分でするスポーツ活動を継続したい」「子どものスポーツ活動を指導したい」「地域のスポーツクラブやチーム等の活動を支援したい」「プロスポーツ等の観戦を楽しみたい」にいずれかに回答した人の割合

出典：市民アンケート（平成28年）

《これからの課題》

- 「観る」スポーツは、年齢や体力を問わない気軽な参加方法であり、「プロスポーツ等の観戦を楽しみたい」(36.3%)の割合も高いことから、スポーツへの市民の関心を高めていくことが必要です。
- 2020 東京オリンピック・パラリンピックの事前合宿の誘致により、市全体のスポーツ機運の醸成と、スポーツを通じた国際交流を図ることが必要です。
- 本市は、市町村合併を機に各地域が培ってきた個性豊かな地域資源（地域の宝）の活用を通して、自信と誇りを醸成し、調和しながら現在に至っています。山・海・川等の地域資源を活かしたスポーツイベントなどを積極的に開催し、より一層市民力を磨き上げ、本市の魅力発信や交流人口の拡大、まちの活性化を図っていくことが極めて重要です。
- 新潟アルビレックス・地元メディア・企業・関係団体の協力を得ながら、スポーツに興味・関心を持ち、また、スポーツ・レクリエーション活動への参加のきっかけとして、全市民に「観る」スポーツの大切さを広めていくことが重要です。

第2章 基本方針

1 スポーツ推進の基本的な考え方

スポーツは、自己実現の手段のひとつであり、市民が主体的かつ自発的に活動するものであり、スポーツをする自由は尊重されなければなりません。

また、スポーツ基本法の前文に謳われているように、スポーツの役割は、個人の人格形成や心身の健康保持・増進に重要な役割を果たし、地域の一体感や活力の醸成、地域社会の再生に寄与し、地域経済の発展に広く貢献し、国際平和にも大きく貢献します。

こうしたスポーツの価値や意義、スポーツの果たす役割の重要性を踏まえ、本市が目指すものは、スポーツを通じて一人ひとりの人生が豊かになるとともに、スポーツの持つ力を地域づくりやまちづくり、地方創生に結びつけていくことです。

このことこそ、本市が、市民、関係団体、教育機関及び有識者と協力・連携してスポーツ行政を推進する大きな目的です。

この考えに基づき、本市のスポーツ推進の基本的な考え方は、現行計画の考え方である「市民が自らスポーツを楽しみ健康で生きがいを感じるまちづくり」を継承します。

これに加えて、スポーツの今日的な意義を踏まえ、「～スポーツの持つ大きな力をまちづくりに最大限に活かす～」を副題とします。

スポーツ推進の基本的な考え方

市民が自らスポーツを楽しみ 健康で生きがいを感じるまちづくり

～スポーツの持つ大きな力をまちづくりに最大限に活かす～

2 基本目標

目標1 「育てる」スポーツの推進

乳幼児期から学童・思春期にかけてスポーツに親しむ環境づくりを、家庭、学校、地域が協力・連携して推進し、子どもたちが生涯にわたる運動習慣の基礎を築くとともに、スポーツを通じて生き抜く力と人格の形成を目指します。

●成果指標

(根拠データ：担当課調べ)

項目	H27 (2015) (基準値)	H33 (2021) (中間目標)	H38 (2026) (目標)
全国体力・運動能力、運動習慣等調査で、運動やスポーツの1週間の実施時間が60分未満の割合	小5男子 5.3% 小5女子 12.3% 中2男子 5.9% 中2女子 23.4%	小5男子 5.0% 小5女子 8.6% 中2男子 5.0% 中2女子 14.2%	小5男子 5.0%未満 小5女子 5.0%未満 中2男子 5.0%未満 中2女子 5.0%未満

※ H27 全国値 小5男子 (6.6%)、小5女子 (12.9%)、中2男子 (7.1%)、中2女子 (20.9%)

目標2 「する」スポーツの推進

青年期から高齢期にかけて、日常生活の中で自分に適した運動やスポーツに親しむ機会を拡充し、心身の健康増進、仲間づくり、夢の実現を図るなど、すべての市民が自分らしくスポーツを楽しみ、豊かな人生を実現することを目指します。

●成果指標

(根拠データ：市民アンケート結果・担当課調べ)

項目	H28 (2016) (基準値)	H33 (2021) (中間目標)	H38 (2026) (目標)
週1回以上、運動やスポーツを行う市民の割合 (18歳以上)	43.7%	55.0%	65.0%

目標 3 「競う(競技)」スポーツの推進

地元のプロスポーツチーム、企業、大学等との連携を広げるとともに、ジュニア選手からの一貫した育成体制の強化を進め、全国や世界で活躍するスポーツ選手を数多く輩出することを目指します。

●成果指標

(根拠データ：担当課調べ)

項目	H27 (2015) (基準値)	H33 (2021) (中間目標)	H38 (2026) (目標)
全国大会、世界大会の出場選手数 (年間延べ人数)	788 人	876 人	950 人

※ H27 基準値及び各目標値は、当該年と過去 2 年の 3 年間の平均値です。

目標 4 「支える」スポーツの推進

地域住民が自主的・主体的に運営する体制による、身近な場所で生涯にわたり誰もがスポーツに親しむことのできる基盤の強化と、指導者やボランティアなど、様々な形で市民がスポーツに携わる環境づくりを推進し、スポーツを支える体制の一層の強化を目指します。

●成果指標

(根拠データ：担当課調べ)

項目	H27 (2015) (基準値)	H33 (2021) (中間目標)	H38 (2026) (目標)
日体協公認スポーツリーダー資格取得者 1 人あたりの人口	1 人あたり 550 人 (資格者 503 人)	1 人あたり 500 人 (資格者 550 人)	1 人あたり 460 人 (資格者 600 人)

※ 人口÷資格取得者数

目標 5 「観る」スポーツとスポーツ観光の推進

トップレベルのスポーツを観戦する機会や地域資源を活かした様々なスポーツ・レクリエーションイベントの拡充を図り、市民一人ひとりのスポーツへの関心を高め、スポーツの多様な楽しみ方にふれる機会の拡大を目指します。

●成果指標

(根拠データ：市民アンケート結果)

項目	H28 (2016) (基準値)	H33 (2021) (中間目標)	H38 (2026) (目標)
スポーツに関わりたいと回答する市民の割合 (18 歳以上)	73.3%	78.0%	82.0%

3 施策体系

基本理念

市民が自らスポーツを楽しみ健康で生きがいを感じるまちづくり
～スポーツの持つ大きな力をまちづくりに最大限に活かす～

基本目標	推進項目	取り組み
「目標1」 「育てる」 スポーツの推進	1-1 乳幼児期の活発な 身体活動の推進	(1) 親子で身体を動かし、遊ぶ機会の充実 (2) 幼児・親子対象のスポーツ機会の充実 (3) 乳幼児期に適切な運動指導の普及
	1-2 学童・思春期のスポ ーツ活動の推進	(4) スポーツ幼年団等の育成 (5) 少年スポーツクラブの育成 (6) スポーツの楽しさや感動を伝える取り組みの 推進
	1-3 スポーツに親しむ 環境づくりの推進	(7) 学校体育と地域スポーツ活動の連携 【重点施策】
「目標2」 「する」 スポーツの推進	2-1 青年・成人期の「す る」スポーツの普及	(8) 興味・関心に応じたスポーツ参加機会の充実 【重点施策】 (9) 日常生活で身体を動かす習慣の定着化
	2-2 高齢期の「する」ス ポーツの普及	(10) 運動習慣定着に向けた教室の充実 (11) 高齢者対象のスポーツ機会の充実 (12) スポーツを通じた仲間づくり・交流の促進
	2-3 障害のある人の「す る」スポーツの環境 づくり	(13) 障害者のスポーツ活動の促進 (14) 障害者の社会参加に向けた施設の整備 (15) 障害者スポーツ推進体制の強化
「目標3」 「競う（競技）」 スポーツの 推進	3-1 競技選手としての 育成・強化	(16) ジュニア選手の育成・強化の推進 【重点施策】 (17) 継続したトップ選手の育成・強化の推進 【重点施策】 (18) 障害者スポーツ選手の育成・強化の推進
	3-2 競技スポーツ推進 体制の充実	(19) 競技スポーツのサポート体制の充実 (20) 競技スポーツ支援制度の充実 (21) 地元企業、地元プロスポーツチームと連携 した推進体制の充実

基本目標	推進項目	取り組み
目標4 「支える」スポーツの推進	4-1 スポーツ活動の基盤強化	(22) コミュニティスポーツ推進組織の活動支援 【重点施策】 (23) 地域資源である市内の大学・企業・指定管理者と連携したスポーツ活動の推進 (24) スポーツ・レクリエーション団体の活動支援
	4-2 スポーツに携わる人材の充実	(25) 地域指導者やコーディネーターの養成 (26) 子ども対象の指導者の養成と拡充 (27) 指導者の指導力・資質向上 (28) 様々な分野でのスポーツノウハウ還元策の研究 (29) スポーツボランティアの育成
	4-3 スポーツ施設・環境の充実	(30) スポーツ施設の計画的整備 (31) スポーツ施設の利用環境の向上 (32) 施設等の特性に沿った整備
目標5 「観る」スポーツとスポーツ観光の推進	5-1 トップレベルのスポーツにふれる機会の拡充	(33) 大規模大会の開催やプロスポーツの観戦機会の拡大 【重点施策】 (34) 2020 東京オリンピック・パラリンピック開催に向けた事前合宿の誘致と、スポーツを通じた国際交流 【重点施策】
	5-2 スポーツ観光(スポーツツーリズム)の推進	(35) 地域のスポーツ資源を活かした交流人口の拡大とまちの活性化
	5-3 スポーツ情報の提供の充実	(36) 多様な手段を用いた市民への情報の発信 (37) 国内外へ本市の取り組みを発信

4 計画の推進体制

4-1 スポーツ振興における各主体の役割

本市のスポーツ推進は、市民・地域・学校・関係施設・関係団体・企業・大学等、それぞれが主体的かつ意欲的に取り組んでいくことを基本とします。

4-2 計画の推進

●財源の確保

国の補助制度などの助成制度を適切に活用しながら、計画を着実に実行するための財源の確保に努めます。

●関係各課との連携・強化

保健・医療・福祉をはじめ、社会基盤整備、産業振興、地域活性化など、スポーツの持つ力が影響する各分野の部署との連携をより一層強化し、相互の事業協力や情報共有、職員意識の醸成を図りながら、効果的かつ効率的に施策・事業を実施します。

4-3 計画の進行管理

計画期間の中間年度（平成 32 年度（2020 年度）～平成 33 年度（2021 年度）を目途）及び最終年度において、本計画に掲げた施策・事業及び指標についての進捗状況の検証を行います。

検証結果は、スポーツ推進審議会に報告します。

第3章 基本施策

目標1 「育てる」スポーツの推進

今後の方向性

- 身近な場所で、乳幼児期から身体を動かし、遊ぶことのできる機会の充実
- 生涯にわたる運動習慣の基礎を形成する上で、学童・思春期のスポーツをする子、しない子の「二極化」の解消
- 子どもたちが自らの個性、能力を伸ばすため、学校体育と地域スポーツ活動の連携

テーマ

家庭ぐるみ、学校ぐるみ、地域ぐるみで
スポーツで子どもたちを育てる

推進項目

取り組み

1-1 乳幼児期の活発な 身体活動の推進	(1) 親子で身体を動かし、遊ぶ機会の充実 (2) 幼児・親子対象のスポーツ機会の充実 (3) 乳幼児期に適切な運動指導の普及
1-2 学童・思春期のスポー ツ活動の推進	(4) スポーツ幼年団等の育成 (5) 少年スポーツクラブの育成 (6) スポーツの楽しさや感動を伝える取り組みの 推進
1-3 スポーツに親しむ環境 づくりの推進	(7) 学校体育と地域スポーツ活動の連携 【重点施策】

1-1 乳幼児期の活発な身体活動の推進

乳幼児期の心と身体の健やかな発達に運動遊びが果たす役割の重要性を広めるとともに、異年齢と遊ぶ機会や外遊びの機会が減少している時代背景を踏まえ、身近な場所で幼児同士や親子と一緒に身体を動かす機会の充実を図ります。

乳幼児期における発育発達に応じた適切な運動指導の普及を通じ、「スポーツに親しむ習慣の基礎」を形成します。

【主要事業】

(1) 親子で身体を動かし、遊ぶ機会の充実

- 子育ての駅やコミュニティセンター等の身近で気軽に行ける場所で、親子でふれあう機会を提供します。また、ふれあい遊びの講座等を通して、運動に親しむ機会の充実を図ります。
- 保育園・幼稚園等で特色ある運動遊びに取り組むとともに、親子で運動を楽しむ講座等を開催します。
- 小さい頃から走り回ったり、登ったり、滑ったりといった身体全体を動かす運動の重要性に関し、保護者への意識啓発を図ります。

(実施主体：子ども家庭課・保育課)

(2) 幼児・親子対象のスポーツ機会の充実

- スポーツ協会や体育施設指定管理者が公共体育施設を活用して開催する、幼児・親子対象の運動教室（未就園児対象）、親子運動遊びのイベントなどの運営を支援します。
- 各団体が主催する幼児向けのキッズスポーツ教室、種目別クラブの運営を支援します。

(実施主体：スポーツ協会・各団体)

(3) 乳幼児期に適切な運動指導の普及

- スポーツ協会と関係団体との連携により、コーディネーショントレーニング(※)などの身体の発育発達に応じた子どもの運動遊びの指導者を養成します。
- 子どもの運動指導に携わる指導者の研修会の開催や、保育園・幼稚園・地域の親子サークル等へ指導者を派遣します。

(実施主体：スポーツ振興課・スポーツ協会)

※コーディネーショントレーニング

脳と身体の協調性を高め、巧みな動きを獲得し動きを組み合わせる能力等を向上させる脳科学トレーニング。子どもの脳・神経系の発育過程にあったトレーニングとして全国的に広まっている。

1-2 学童・思春期のスポーツ活動の推進

子どもたちが生涯にわたる運動・スポーツ習慣の基礎を築くとともに、スポーツを通じて生き抜く力と人格の形成を図るため、スポーツ幼年団とジュニアスポーツクラブの育成、スポーツの楽しさを広げる取り組みの充実を図ります。

児童生徒が興味・関心に応じてスポーツ活動を継続できる環境を、家庭ぐるみ、学校ぐるみ、地域ぐるみで形成し、スポーツをする子、しない子の「二極化」の解消に取り組めます。

【主要事業】

(4) スポーツ幼年団等の育成

- 脳神経系の発達が著しく、運動の楽しさや有能感（自分に対する自信）を高めるには最適な年齢である小学校低学年以下の子どもたちを対象に、スポーツ協会やコミュニティセンター、総合型地域スポーツクラブが実施するスポーツ幼年団等の運営を支援します。
- スポーツ幼年団活動において、子どもの運動機能及び能力向上プログラム（コーディネーショントレーニング等）の実施を推進します。

（実施主体：スポーツ振興課・スポーツ協会・各団体）

(5) 少年スポーツクラブの育成

- スポーツ幼年団等からの継続した活動の場として、スポーツ少年団をはじめとするジュニアスポーツクラブや競技団体等が実施するジュニア選手育成クラブの活動を支援します。

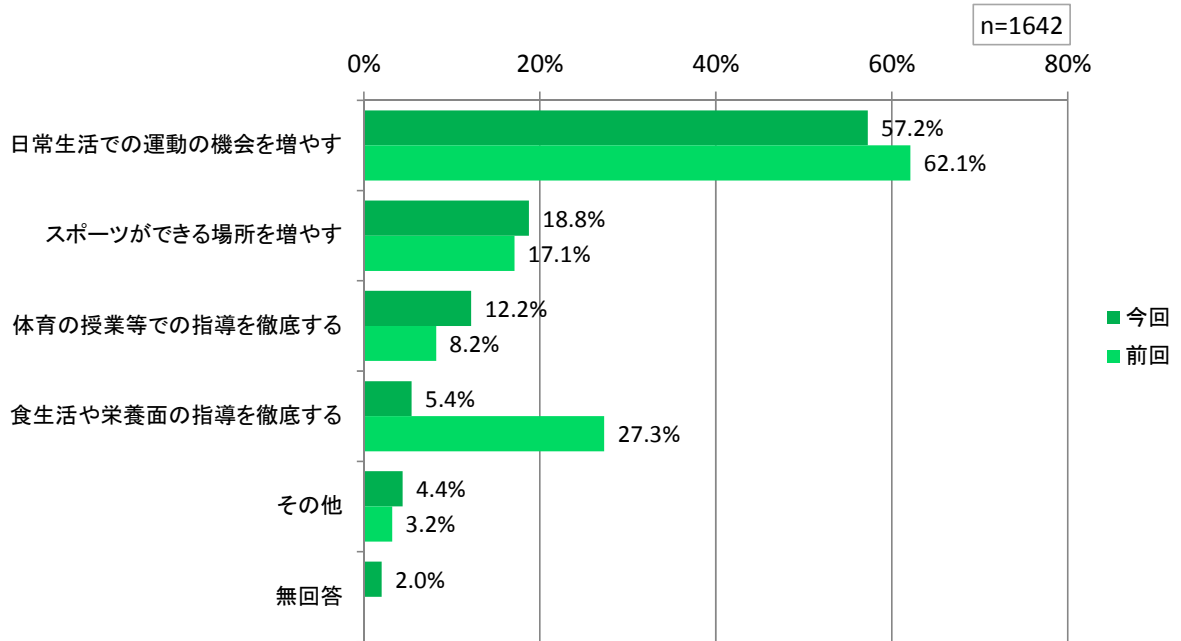
（実施主体：スポーツ振興課・スポーツ協会・各団体）

(6) スポーツの楽しさや感動を伝える取り組みの推進

- 小学生低学年以下の子どもたちが放課後に身近な地域で安心して集団遊びや外遊び、運動やスポーツに親しめる環境を整備します。
- 初めて体験する子どもたちを含め、気軽に様々なスポーツを体験し、自分に適したスポーツを見つけることができる「ジュニアスポーツフェスタ」等のイベントやビギナー向けの入門教室等を開催します。
- 子どもたちが世界や全国で活躍した有名選手から直接指導を受ける機会を通して、熱中・感動を体験できる機会を提供します。

（実施主体：市民活動推進課・スポーツ振興課・スポーツ協会）

■（参考）子どもたちの体力向上に必要なもの（回答者数1,642人）



出典：市民アンケート（平成28年）

1-3 スポーツに親しむ環境づくりの推進

家庭・学校・地域が連携して、子どもたちがそれぞれの興味・関心・志向に応じて、スポーツに親しみ、継続して活動ができる環境づくりを進めます。

【主要事業】

(7) 学校体育と地域スポーツ活動の連携【重点施策】

- 児童生徒の体力及び運動技能の実態を把握し、新潟県教育委員会が推進している「1学校1取組」運動に基づき、全学校で体力向上と、より良い生活習慣の育成に一層取り組み、学校体育の役割を果たしていきます。
- 市内小・中学生を対象に、熱中！感動！夢づくり教育の一環として、スポーツ協会及び競技団体と連携し、各競技スポーツの入門から競技力の向上、興味・関心をさらに高めることを目指す「夢づくりスポーツ推進事業」を実施します。
- 児童の運動への関心・意欲を高めるため、体育の授業にスポーツ指導員を派遣する「ふれあいスポーツアシスタント事業」を実施します。
- 学校部活動の減少に対応し、児童生徒が興味・関心・志向に応じて継続した指導が受けられるよう、学校と地域が連携した環境づくりについて、諸課題の解決に向けた検討を進めます。

(実施主体：学校教育課・スポーツ振興課・スポーツ協会・各団体)



目標 2 「する」スポーツの推進

今後の方向性

- 青年・成人期のスポーツをする人、しない人「二極化」の解消
- スポーツに関心のない人が「多忙感」を乗り越える動機の喚起
- 日常生活の中で、運動やスポーツを楽しむ新たな提案
- 高齢者や障害のある人が気軽にスポーツに親しめる環境づくり

テーマ

市民がスポーツを通じて豊かな人生を実現する

推進項目

取り組み

<p>2-1 青年・成人期の「する」スポーツの普及</p>	<p>(8) 興味・関心に応じたスポーツ参加機会の充実 【重点施策】 (9) 日常生活で身体を動かす習慣の定着化</p>
<p>2-2 高齢期の「する」スポーツの普及</p>	<p>(10) 運動習慣定着に向けた教室の充実 (11) 高齢者対象のスポーツ機会の充実 (12) スポーツを通じた仲間づくり・交流の促進</p>
<p>2-3 障害のある人の「する」スポーツの環境づくり</p>	<p>(13) 障害者のスポーツ活動の促進 (14) 障害者の社会参加に向けた施設の整備 (15) 障害者スポーツ推進体制の強化</p>

2-1 青年・成人期の「する」スポーツの普及

市民が、スポーツに参加する動機付けとして、ライフスタイル、志向、目的に適したスポーツ・レクリエーションをする機会の充実を図ります。

日常生活の中で目的意識をもって身体を動かす習慣化を促進し、「多忙感」や「二極化」の解消を図ります。

【主要事業】

(8) 興味・関心に応じたスポーツ参加機会の充実【重点施策】

- スポーツ協会や体育施設指定管理者が公共体育施設等を活用し、健康体づくりや仲間づくりを目的とするスポーツ・レクリエーション教室、エアロビックダンスやヨガ等のフィットネス教室を開催します。
- スポーツ活動の動機付けや継続を促すため、コミュニティスポーツ推進組織や総合型地域スポーツクラブが開催する各世代を対象とするスポーツ教室の充実を支援します。
- スポーツサークルや各種教室、地区相互の交流を図る地域交流スポーツ大会を開催します。
- スケートボード・BMX（オフロードを走る自転車競技）・スノーボード・ビーチスポーツ・バスケットボール 3×3（スリーバイスリー）・アウトドアスポーツ等、若者の関心の高いスポーツの普及を図ります。

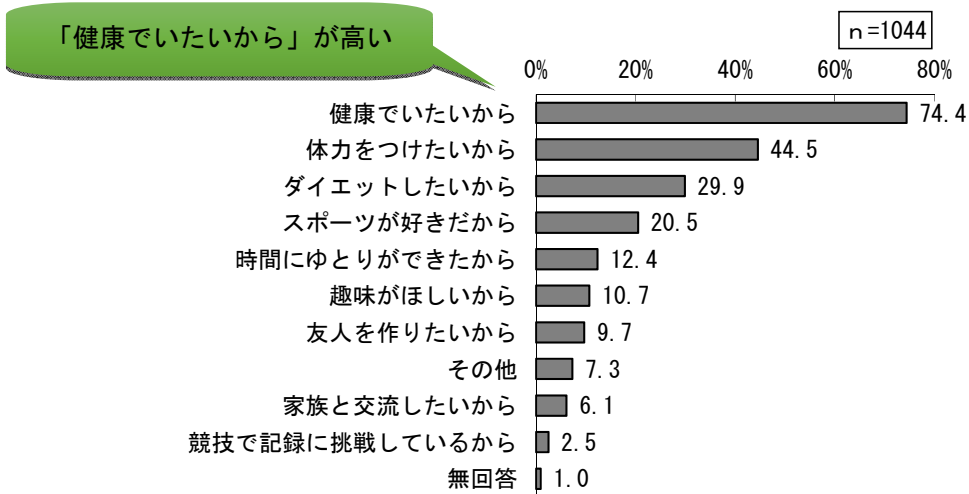
（実施主体：スポーツ振興課・スポーツ協会・各団体）

(9) 日常生活で身体を動かす習慣の定着化

- 生活習慣病の予防、心と身体の健康づくりのために、様々な機会を通じて健康づくりの大切さや身体を動かすことの楽しさを身に付ける取り組みを推進します。
- 「運動」・「栄養」・「休養」をテーマとした具体的な健康づくり活動を推進する「多世代健康づくり事業」を展開し、市民が日常生活の中で健康づくりが実践できるように講座やイベントの充実を図ります。
- 健康づくりや身体を動かす基本となる「食育」の重要性についての意識啓発を図ります。

（実施主体：健康課）

■ (参考) スポーツをしている目的 (理由) (回答者数1,044人)



出典：市民アンケート (平成28年)

■ (参考) 運動やスポーツを「週1日以上」する比率 (回答者数1,642人)

年齢	対象数 (人)	「週1日以上」の比率 (%)
18歳～19歳	17	58.8
20歳～24歳	52	42.3
25歳～29歳	69	37.7
30歳～34歳	88	23.9
35歳～39歳	108	39.8
40歳～44歳	128	33.6
45歳～49歳	153	37.3
50歳～54歳	148	31.1
55歳～59歳	171	37.4
60歳～64歳	207	50.2
65歳～69歳	199	54.3
70歳～74歳	147	57.1
75歳以上	152	58.6

20～59歳で比率が低い

出典：市民アンケート (平成28年)

2-2 高齢期の「する」スポーツの普及

将来的な高齢者人口の増加を踏まえ、健康寿命の延伸と高齢期を健康で生き生きと暮らすために、一人ひとりが加齢に伴う身体機能や生活機能の低下を予防する取り組みの重要性を理解し、自立した生活が営めるよう継続的な運動をする機会を提供します。

また、高齢者のスポーツを通じた健康の維持や仲間づくりの機会の充実を図ります。

【主要事業】

(10) 運動習慣定着に向けた教室の充実

- 運動習慣の定着による高齢期の生活の質（QOL）の向上を目指し、高齢者の自主的な運動の支援、運動機能向上や転倒骨折予防のための運動プログラムの教室を実施します。
- 運動の機会と合わせて、栄養改善や口腔機能向上等に関する知識の周知を図ります。
(実施主体：長寿はつらつ課)

(11) 高齢者対象のスポーツ機会の充実

- スポーツ協会や体育施設指定管理者が公共体育施設等を活用し、高齢者を対象としたマスターズスポーツクラブ、健康体操教室を開催します。
- コミュニティスポーツ推進組織や総合型地域スポーツクラブにより、身近な場所で高齢者向けの運動やスポーツ教室を開催します。
(実施主体：スポーツ協会・各団体)

(12) スポーツを通じた仲間づくり・交流の促進

- 高齢者スポーツ大会や地域交流スポーツ大会の高齢者種目等により、高齢者の参加機会を提供するとともに、長岡市老人クラブ連合会や各コミュニティスポーツ推進組織等と連携し、市内の各地域からの参加を広く呼びかけます。
(実施主体：スポーツ振興課・スポーツ協会・各団体)

■（参考）地域のスポーツ振興に期待する効果（回答者数1,642人）

上段：人数 下段：比率 網掛：項目中第1位	合計	親子や家族 の交流	余暇時間の 有効活用	コミュニ ティの活性 化	世代間交流 の促進	青少年の健 全育成	高齢者の生 きがいづく り	地域の健康 水準の向上	スポーツ施 設の有効活 用
18歳～19歳	17 100.0	3 17.6	7 41.2	7 41.2	4 23.5	2 11.8	6 35.3	3 17.6	3 17.6
20歳～24歳	52 100.0	12 23.1	17 32.7	20 38.5	12 23.1	17 32.7	12 23.1	12 23.1	16 30.8
25歳～29歳	69 100.0	19 27.5	22 31.9	36 52.2	12 17.4	13 18.8	13 18.8	18 26.1	16 23.2
30歳～34歳	88 100.0	33 37.5	36 40.9	33 37.5	15 17.0	23 26.1	19 21.6	28 31.8	19 21.6
35歳～39歳	108 100.0	48 44.4	38 35.2	30 27.8	13 12.0	45 41.7	31 28.7	18 16.7	25 23.1
40歳～44歳	128 100.0	49 38.3	45 35.2	38 29.7	18 14.1	51 39.8	37 28.9	41 32.0	27 21.1
45歳～49歳	153 100.0	36 23.5	46 30.1	52 34.0	27 17.6	55 35.9	41 26.8	40 26.1	46 30.1
50歳～54歳	148 100.0	20 13.5	64 43.2	54 36.5	21 14.2	41 27.7	50 33.8	56 37.8	48 32.4
55歳～59歳	171 100.0	20 11.7	77 45.0	64 37.4	30 17.5	36 21.1	72 42.1	67 39.2	36 21.1
60歳～64歳	207 100.0	31 15.0	96 46.4	62 30.0	34 16.4	46 22.2	99 47.8	79 38.2	45 21.7
65歳～69歳	199 100.0	33 16.6	76 38.2	60 30.2	34 17.1	46 23.1	104 52.3	75 37.7	42 21.1
70歳～74歳	147 100.0	28 19.0	47 32.0	44 29.9	28 19.0	25 17.0	94 63.9	56 38.1	26 17.7
75歳以上	152 100.0	29 19.1	48 31.6	44 28.9	26 17.1	26 17.1	100 65.8	33 21.7	17 11.2

出典：市民アンケート（平成28年）

60歳以上の上位は
「高齢者の生きがいづくり」

2-3 障害のある人の「する」スポーツの環境づくり

障害のある人の社会参加や生活の質（QOL）の向上を目指し、それぞれの状況に応じてスポーツを楽しむことのできるよう、スポーツ・レクリエーション活動の促進、使いやすい施設の拡充、障害者スポーツ推進体制の強化を図ります。

また、関係機関と連携を図りながら、障害のある人のスポーツを通じた社会参加を図ります。

【主要事業】

（13）障害者のスポーツ活動の促進

- 障害の有無や種類に関係なく、誰もが楽しめる、スポーツ講習会やスポーツ教室を実施します。
- 障害のある人の社会参加の動機付けや、生活の質（QOL）の向上を図るため、関係機関と連携を図りながら、「ふれ愛スポーツのつどい」や「ハンディスポーツ・レクリエーション講習会」、「ハンディテニススクール」等を開催し、スポーツ・レクリエーションを体験できる場を提供します。
- 障害のある人のスポーツ活動を支援するため、障害者スポーツ用品の貸出、移動が困難な人への事業参加の送迎を実施します。
- 障害のある人のスポーツへの参加を促進し、活動の成果発表の場として全国障害者スポーツ大会等の各種大会に参加する選手の育成を図ります。

（実施主体：スポーツ振興課・福祉課）

（14）障害者の社会参加に向けた施設の整備

- 障害のある人の体育施設の利用を前提として、バリアフリー化やユニバーサルデザインを考慮したスポーツ・レクリエーション施設の整備・改修を促進します。

（実施主体：スポーツ振興課）

（15）障害者スポーツ推進体制の強化

- 新潟県障害者スポーツ協会と連携し、スポーツ協会・長岡市レクリエーション協会・長岡市スポーツ推進委員連盟等の関係団体と協力し、障害者スポーツ指導員の養成を図ります。
- 障害のある人が、スポーツサークルや団体等で継続して活動をすることができるよう育成・支援します。
- 長岡市障害者スポーツ・レクリエーション協会（仮称）の設立を検討します。

（実施主体：スポーツ振興課・スポーツ協会）

目標 3 「競う(競技)」スポーツの推進

今後の方向性

- 次世代を担う選手の育成システムと強化プログラムの深化
- 2020 東京オリンピック・パラリンピック開催に向け、世界や全国で活躍する選手の輩出
- 競技としての障害者スポーツ活動を行う選手の育成

テーマ

地元選手が世界や全国で活躍し、市民に夢と感動を与える

推進項目

取り組み

<p>3-1 競技選手としての育成・強化</p>	<p>(16) ジュニア選手の育成・強化の推進 【重点施策】</p> <p>(17) 継続したトップ選手の育成・強化の推進 【重点施策】</p> <p>(18) 障害者スポーツ選手の育成・強化の推進</p>
<p>3-2 競技スポーツ推進体制の充実</p>	<p>(19) 競技スポーツのサポート体制の充実</p> <p>(20) 競技スポーツ支援制度の充実</p> <p>(21) 地元企業、地元プロスポーツチームと連携した推進体制の充実</p>

3-1 競技選手としての育成・強化

市民がスポーツを通じて夢や感動を共感し、郷土に誇りを抱くことを目指し、2020東京オリンピック・パラリンピックをはじめとする、世界レベル、全国レベルの選手の継続的な輩出に向けて、ジュニア選手の発掘及び一貫した育成・強化を重点的に推進します。

また、障害のある人自身の目標を実現できるよう、競技としての障害者スポーツ選手の育成・強化を図ります。

【主要事業】

(16) ジュニア選手の育成・強化の推進【重点施策】

- 幼児から高校生を対象に、トップ選手として将来性のある選手の発掘と、卓越性を伸ばすための一貫したシステムを構築し、ジュニア選手の戦略的な育成・強化を図ります。
- 世界や全国で活躍するトップ選手の技術を間近で見て、直接指導を受ける機会を設けることにより、高い目標を持ったジュニア選手を育て、競技力向上を図ります。

(実施主体：スポーツ振興課・スポーツ協会・各団体)

(17) 継続したトップ選手の育成・強化の推進【重点施策】

- 2020東京オリンピック・パラリンピックをはじめ、世界や全国で活躍する選手を輩出することを目的として、可能性の高い選手とチームに対して継続的で効果的な強化支援策を講じます。

(実施主体：スポーツ振興課・スポーツ協会・各団体)

(18) 障害者スポーツ選手の育成・強化の推進

- 本市の、障害者スポーツ競技水準を高め、全国障害者スポーツ大会等に参加する選手の拡大を図るとともに、ジャパンパラリンピック等の種目別競技大会で活躍する選手の育成を図ります。

(実施主体：スポーツ振興課・スポーツ協会・各団体)

3-2 競技スポーツ推進体制の充実

競技スポーツ選手の育成・強化とともに、安定したパフォーマンスと継続した選手活動を支えるため、トレーニングやメンタル面等のサポート体制の強化を図ります。

【主要事業】

(19) 競技スポーツのサポート体制の充実

- ドクター、トレーナー、管理栄養士等で組織される「スポーツ医科学サポート機構」による、栄養、トレーニング、コンディショニングのサポート体制の充実を図ります。
- 種目毎の指導者や種目横断的な指導者のネットワークづくりと、その活動を支援します。

(実施主体：スポーツ協会・各団体)

(20) 競技スポーツ支援制度の充実

- 2020 東京オリンピック・パラリンピックをはじめ、冬季オリンピック・パラリンピックの開催を含め、本市のトップ選手の活動を支援します。
- 全国大会や世界大会等に参加する選手及びチームの栄誉を称え、当該大会に参加する選手等に対する報奨金を交付します。
- 全国大会等で優秀な成績を収めた選手や団体を表彰します。

(実施主体：スポーツ振興課・スポーツ協会)

(21) 地元企業、地元プロスポーツチームと連携した推進体制の充実

- スポーツ振興に貢献する市内企業等と連携し、世界や全国で活躍する選手や、次世代を担うジュニア選手の育成を図ります。
- 地元プロスポーツチームと連携し、プロ選手から直接指導を受ける機会を拡大し、ジュニア選手の競技力向上を図ります。

(実施主体：スポーツ振興課・スポーツ協会・各団体)

目標 4 「支える」スポーツの推進

今後の方向性

- 市民スポーツを支える地域主体の基盤が極めて重要であり、基盤となるコミュニティスポーツ推進組織による、身近な場所でスポーツに親しむことができる体制の整備
- スポーツをする人、しない人の「二極化」の改善に向けた、専門指導者の養成やコーディネーター等の適切な配置
- 新たなスポーツへの関わり方として、スポーツボランティアを育成
- スポーツ活動の拠点となる施設の安全・安心の確保、市民が利用しやすい施設に向けた計画的な整備

テーマ

市民が身近な場所でスポーツを楽しみ、スポーツを支える

推進項目

取り組み

推進項目	取り組み
4-1 スポーツ活動の基盤強化	(22) コミュニティスポーツ推進組織の活動支援 【重点施策】 (23) 地域資源である市内の大学・企業・指定管理者と連携したスポーツ活動の推進 (24) スポーツ・レクリエーション団体の活動支援
4-2 スポーツに携わる人材の充実	(25) 地域指導者やコーディネーターの養成 (26) 子ども対象の指導者の養成と拡充 (27) 指導者の指導力・資質向上 (28) 様々な分野でのスポーツノウハウ還元策の研究 (29) スポーツボランティアの育成
4-3 スポーツ施設・環境の充実	(30) スポーツ施設の計画的整備 (31) スポーツ施設の利用環境の向上 (32) 施設等の特性に沿った整備

4-1 スポーツ活動の基盤強化

地域住民が自主的・主体的に運営に参画するコミュニティスポーツ推進組織の活動を支援して、市民が生涯にわたり、身近な場所でスポーツ・レクリエーション活動を行うことのできる基盤の強化を図ります。

市民主体のスポーツ・レクリエーション活動の拡大を図るため、スポーツ協会やレクリエーション協会等の活動を支援します。

【主要事業】

(22) コミュニティスポーツ推進組織の活動支援【重点施策】

- 地域住民が自主的・主体的に運営するコミュニティスポーツ推進組織の活動を積極的に支援します。
- 身近な場所で多様なスポーツ・レクリエーション教室等を開催できるよう、コミュニティスポーツ推進組織と各スポーツ団体の連携を支援します。
- 地域住民が自主的・主体的に運営を行う体制が未設置の地域に対し、スポーツ協会にエリアアドバイザーを配置し、コミュニティスポーツを推進する組織体制づくりを進めます。

(実施主体：スポーツ振興課・スポーツ協会)

(23) 地域資源である市内の大学・企業・指定管理者と連携したスポーツ活動の推進

- 市内のプロスポーツチームや企業、3大学・1高専と連携し、市民のスポーツ環境を整備します。
- 市民が身近な場所で気軽にスポーツに親しむことのできるよう、指定管理者とコミュニティスポーツ推進組織が協力・連携し、新たなスポーツ・レクリエーション教室等の開催や、施設の空き時間の有効利用を図ります。

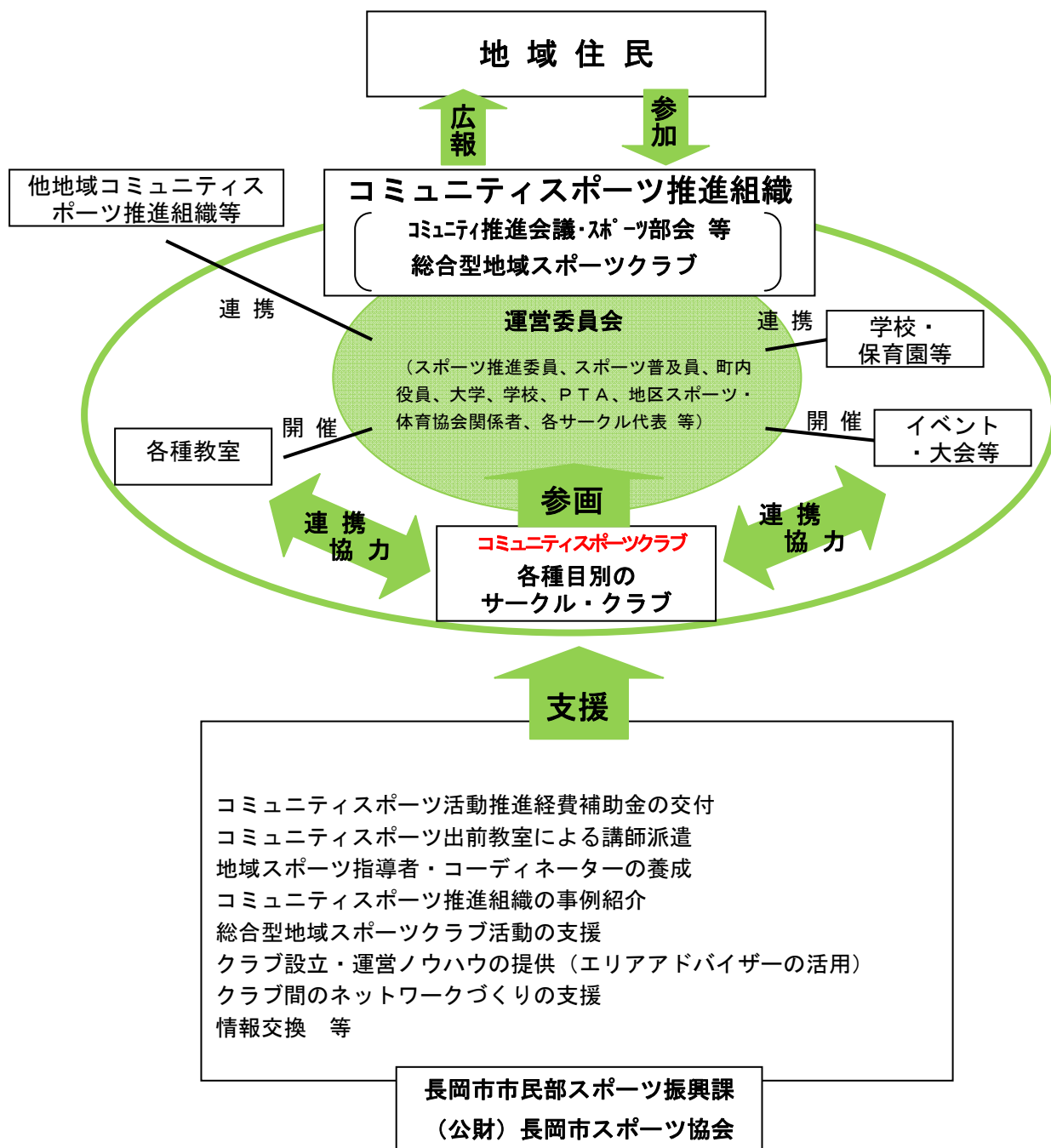
(実施主体：スポーツ振興課・スポーツ協会・各団体)

(24) スポーツ・レクリエーション団体の活動支援

- 本市のスポーツ振興を図るため、市内におけるスポーツ・レクリエーション統括団体に対し、運営の支援を行います。

(実施主体：スポーツ振興課)

■ 地域住民が自主的・主体的に推進する体制（地域のスポーツ活動基盤）



- ※ コミュニティスポーツ推進組織とは、コミュニティを拠点として活動する各種目別のスポーツクラブ・サークル（コミュニティスポーツクラブ）をはじめ、スポーツ関係団体や関係者等の地域住民が主体的に参画して、コミュニティスポーツを推進する組織をいいます。定期的な種目別活動に加えて各種教室やイベントの開催を行います。
- ※ 現在、コミュニティスポーツ推進組織が未設置の地域については、総合型地域スポーツクラブがその役割を担います。
- ※ コミュニティスポーツ推進組織と総合型地域スポーツクラブの両方が設立されている地域については、双方が連携して、地域スポーツの推進にあたります。

4-2 スポーツに携わる人材の充実

スポーツ推進委員・普及員を委嘱し、市民が身近な場所で安全に継続的にスポーツを楽しむ環境づくりに取り組みます。

遊びを通じたスポーツ体験から本格的なスポーツ活動まで、多様な市民ニーズに対応できる専門知識を備えたスポーツ指導者を養成します。

新たなスポーツへの関わり方として、スポーツボランティアの育成に取り組みます。

【主要事業】

(25) 地域指導者やコーディネーターの養成

- 子どもから高齢者まで、個々のレベルや心身の状態に応じた指導を行い、市民スポーツのコーディネーター役として地域で活動するスポーツ推進委員・普及員の養成と資質向上に取り組みます。
- スポーツ推進委員・普及員を中心に地域の指導者を育成して、運動が苦手な人・子ども・高齢者・障害のある人等も、気軽にできるニュースポーツやレクリエーション活動の普及を図ります。
- エリアアドバイザーを活用し、総合型地域スポーツクラブ等において、組織マネジメントを担当するマネージャーの養成と、コミュニティスポーツ活動を推進する組織体制づくりを進めます。

(実施主体：スポーツ振興課・スポーツ協会)

(26) 子ども対象の指導者の養成と拡充

- 子どもの体力・運動能力向上を目指し、運動遊び、多様な動きづくりの指導ができる専門的な指導者や地域のサポーターやリーダーを養成し、スポーツ幼年団等での活用を図ります。
- 学校体育授業の指導支援、放課後の子どもの体力・運動能力向上に携わる専門指導者の計画的な配置について検討します。
- ジュニアスポーツ指導者として発育・発達に応じて安全に指導するため、基礎的な知識と技能を取得できる(公財)日本体育協会スポーツリーダー兼スポーツ少年団認定員養成講座の受講を推奨し、有資格指導者の養成と継続して学べる体制づくりを進めます。

(実施主体：スポーツ振興課・スポーツ協会)

(27) 指導者の指導力・資質向上

- 各種目共通テーマでの研修会やシンポジウムを開催するとともに、競技団体が行う指導者を養成する取り組みを支援します。
- 特に女子の児童生徒のスポーツ参加率を上げるため、女性スポーツ指導者の養成に努めます。
- スポーツ医科学と連携して、スポーツ障害の予防の啓発など、安全にスポーツを行う環境づくりを進めます。

(実施主体：スポーツ振興課・スポーツ協会)

(28) 様々な分野でのスポーツノウハウ還元策の研究

- 健康増進、子育て、教育、介護・認知症予防、閉じこもり防止、国内外との交流など、スポーツで培った技術、ノウハウ、ネットワークを様々な分野に還元する方策を研究します。

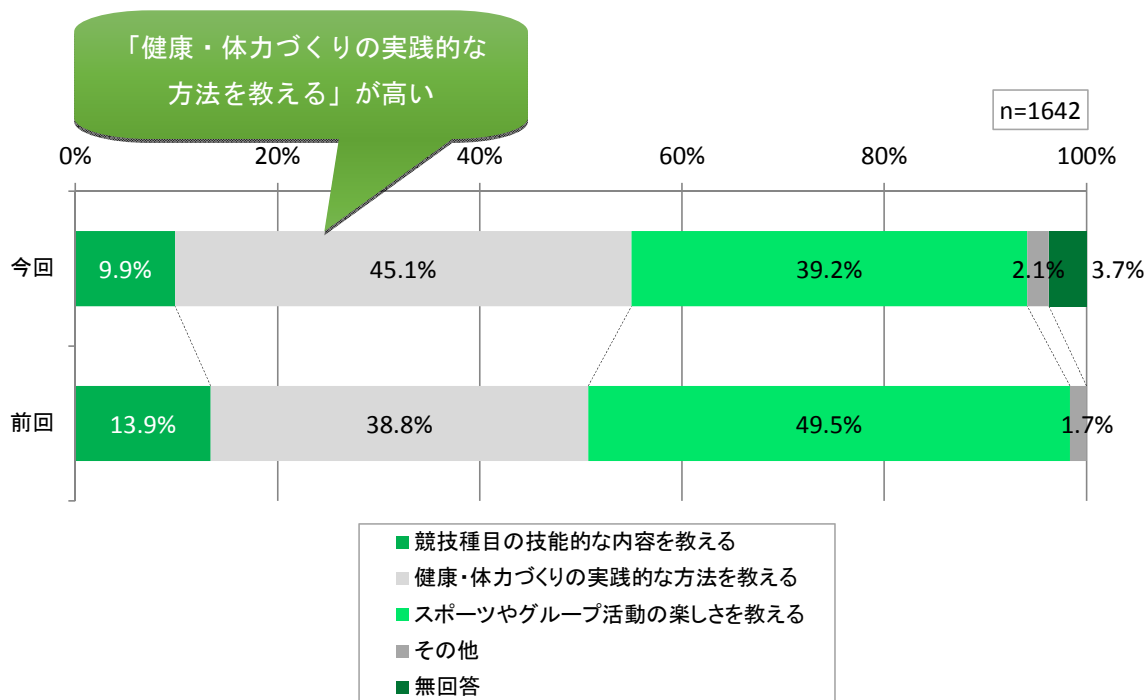
(実施主体：スポーツ振興課・スポーツ協会・各団体)

(29) スポーツボランティアの育成

- 「する」スポーツだけではなく、新たなスポーツへの関わり方としてスポーツを通じて地域社会に関わり、自己実現や仲間づくりにつながるスポーツボランティアを育成します。そのための登録窓口の新設を図ります。

(実施主体：スポーツ振興課・スポーツ協会・(社福)長岡市社会福祉協議会)

■ (参考) スポーツ指導者に最も期待すること (回答者数1,642人)



出典：市民アンケート（平成28年）

4-3 スポーツ施設・環境の充実

市民のスポーツ活動の拠点となるスポーツ施設の快適な利用環境の向上を推進するとともに、適正配置に向けた施設の統廃合を視野に入れながら、「長岡市スポーツ施設整備基本構想」に沿った計画的な整備・改修を進めます。

【主要事業】

(30) スポーツ施設の計画的整備

- 既存施設の老朽化に伴う整備・改修や、耐震改修等による安全性の確保と長寿命化を図ります。
- 冬期間においても、子どもたちがのびのびと活動できる屋根付施設の整備を検討します。
- 全市的な視点での適正なスポーツ施設の配置を目指し、各施設の役割に応じた計画的な施設の改修や整備を進めます。
- 障害のある人の体育施設の利用を前提として、バリアフリー化やユニバーサルデザインを考慮したスポーツ・レクリエーション施設の整備改修を促進します。(14の再掲)

(所管：スポーツ振興課)

(31) スポーツ施設の利用環境の向上

- スポーツ施設のより効果的な活用に向けて、指定管理者制度の導入を進めます。
- 市民がより使いやすい施設を目指し、設備の充実、利用時間や利用方法の工夫、予約方法や使用料の見直しを進めます。
- コミュニティスポーツ活動の拠点となる学校体育施設の開放について、多くの人が利用できるよう、運用方法や利用申込が重なった場合の調整方法等の工夫を図ります。

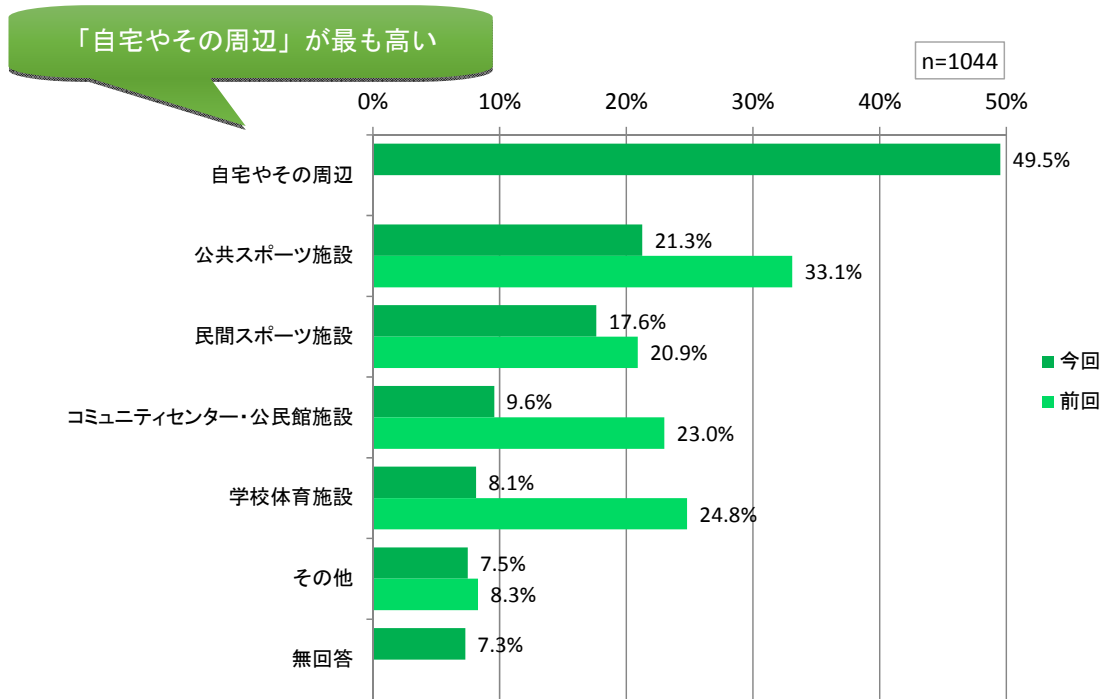
(所管：スポーツ振興課・教育施設課)

(32) 施設等の特性に沿った整備

- 大規模大会が開催される本市の拠点的役割を持つ施設から、コミュニティスポーツ活動の場となる施設に至るまで、それぞれの役割や特性に沿った整備を行います。
- 地域の宝である自然資源を活かし、四季を通じて若者が集い、楽しめるスポーツ・レクリエーション拠点を整備し、交流人口の拡大、ひいてはスポーツを通じたまちの活性化を図ります。
- 災害時での避難所としての機能を考慮し、緊急時に必要な付帯設備の充実を図ります。

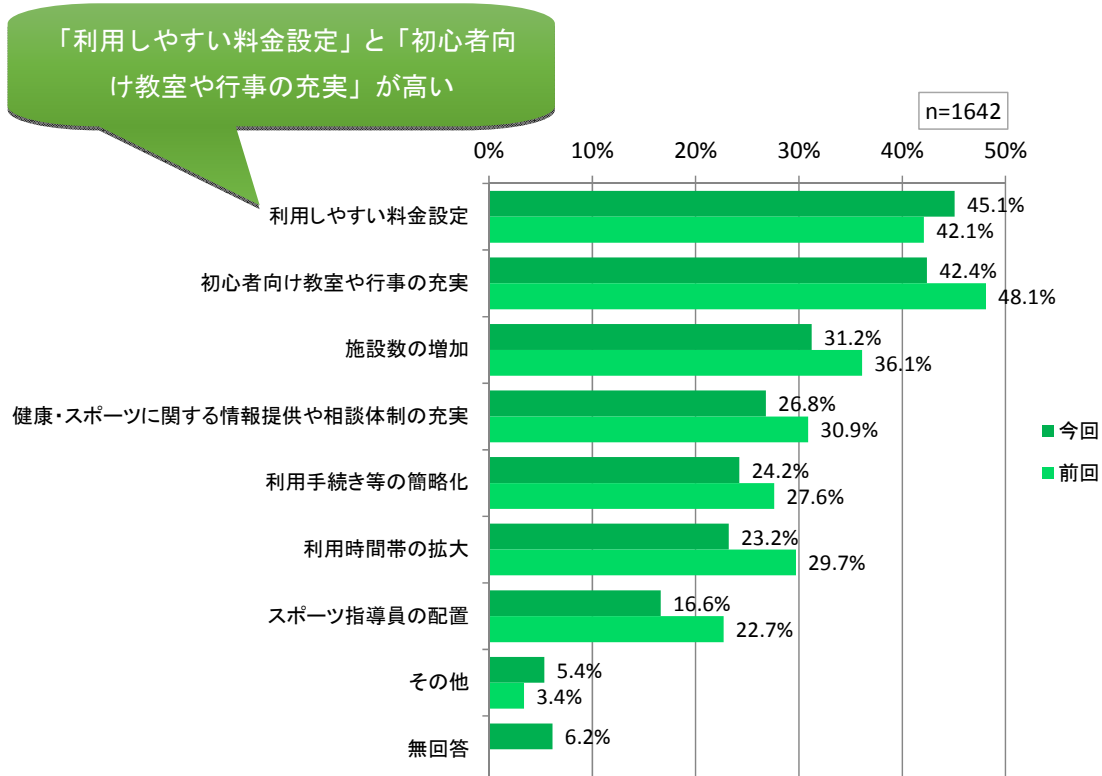
(所管：スポーツ振興課)

■（参考）スポーツを行う場所（回答は運動している人限定）（回答者数1,044人）



出典：市民アンケート（平成28年）

■（参考）地域の公共スポーツ施設に対して望むこと（回答者数1,642人）



出典：市民アンケート（平成28年）

目標 5 「観る」スポーツとスポーツ観光の推進

今後の方向性

- 大規模大会の開催やプロスポーツ観戦機会の拡大により、市民に「観る」スポーツを広めていく
- 2020 東京オリンピック・パラリンピックの事前合宿の誘致により、市全体のスポーツ機運の醸成やスポーツを通じた国際交流を図るとともに、本市の取り組みを国内外に発信していく
- 地域資源を活用したスポーツイベントの開催により、交流人口の拡大を図るとともに、地域の活性化につなげる

テーマ

市民がスポーツの多様な楽しみ方にふれる

推進項目

取り組み

<p>5-1 トップレベルのスポーツにふれる機会の拡充</p>	<p>(33)大規模大会の開催やプロスポーツの観戦機会の拡大 【重点施策】 (34) 2020 東京オリンピック・パラリンピック開催に向けた事前合宿の誘致と、スポーツを通じた国際交流【重点施策】</p>
<p>5-2 スポーツ観光(スポーツツーリズム)の推進</p>	<p>(35) 地域のスポーツ資源を活かした交流人口の拡大とまちの活性化</p>
<p>5-3 スポーツ情報の提供の充実</p>	<p>(36) 多様な手段を用いた市民への情報の発信 (37) 国内外へ本市の取り組みを発信</p>

5-1 トップレベルのスポーツにふれる機会の拡充

大規模大会の開催やプロスポーツの観戦機会の拡大、プロスポーツチームとの連携により、「観る」スポーツの振興を図ります。

2020 東京オリンピック・パラリンピック開催に向けた事前合宿の誘致と、このことをきっかけとした市全体のスポーツ気運の醸成を図るとともに、諸外国とスポーツを通じた国際交流を推進します。

【主要事業】

(33) 大規模大会の開催やプロスポーツの観戦機会の拡大【重点施策】

- 「観る」スポーツの振興に向けて、各競技団体等が誘致する大規模大会の開催の支援と、トップアスリート招聘事業など、子どもたちをはじめ、市民がトップ選手とふれあう機会の拡大を図ります。
- スポーツを通じたまちづくりを目指し、新潟アルビレックスBB等と連携し、より多くの市民がバスケットボールにふれる機会を提供します。

(実施主体：スポーツ振興課・アオーレ交流課・スポーツ協会・各団体)

(34) 2020 東京オリンピック・パラリンピック開催に向けた事前合宿の誘致と、スポーツを通じた国際交流【重点施策】

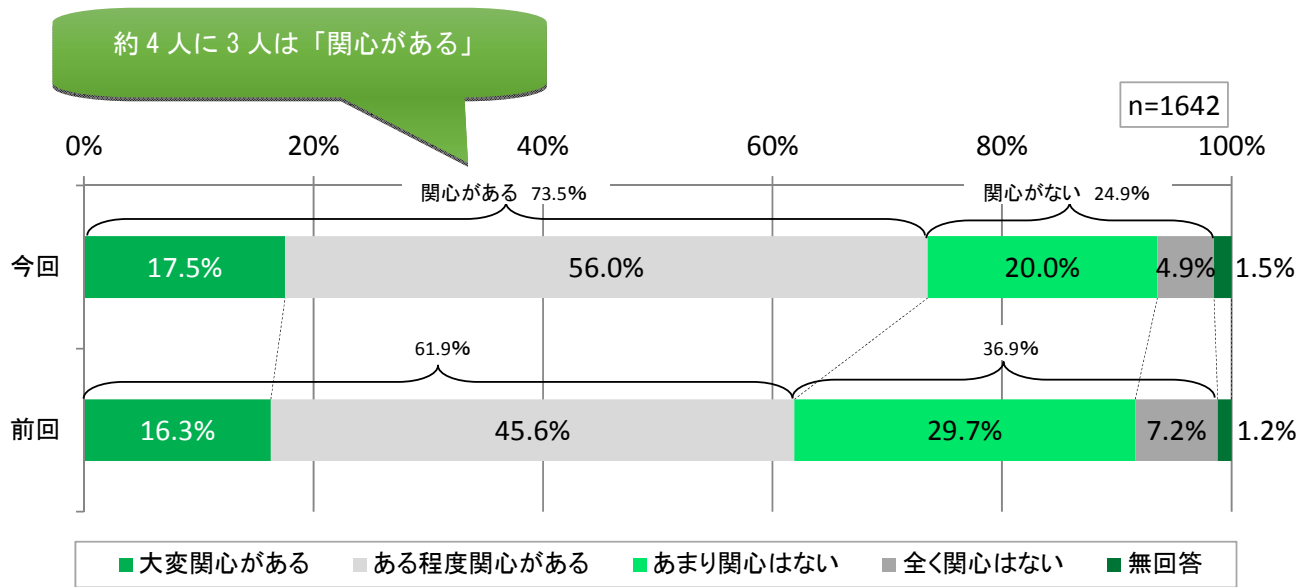
- 市全体のスポーツ機運の醸成とスポーツを通じた国際交流を推進するため、2020 東京オリンピック・パラリンピックの事前合宿の誘致に取り組むとともに、大会前後の交流機会を通じて、ジュニア選手等が直接指導を受ける機会や市民とふれあう機会の拡大を図ります。
- 2020 東京オリンピック・パラリンピックの開催を契機として、オリンピック・パラリンピック精神（オリンピズム）や、スポーツ文化に対する理解を深めます。

(実施主体：スポーツ振興課・シティプロモーション課・スポーツ協会・各団体)

◎オリンピック精神（オリンピズム）とは

オリンピズムとは、「スポーツを通して心身を向上させ、さらには文化・国籍など様々な差異を超え、友情、連帯感、フェアプレーの精神をもって理解し合うことで、平和でよりよい世界の実現に貢献する」という、オリンピックのあるべき姿のことをいいます。これは、近代オリンピックの父といわれる、フランスのピエール・ド・クーベルタン男爵によって提唱されました。

■ (参考) 2020東京オリンピック・パラリンピック開催への関心 (回答者数1,642人)



出典：市民アンケート（平成 28 年）

5-2 スポーツ観光(スポーツツーリズム)の推進

各地域の多彩な自然環境やスポーツ資源を活かし、スポーツを通じた交流人口の増加を図るとともに、スポーツの持つ力を最大限に活かし、まちの活性化を図ります。

【主要事業】

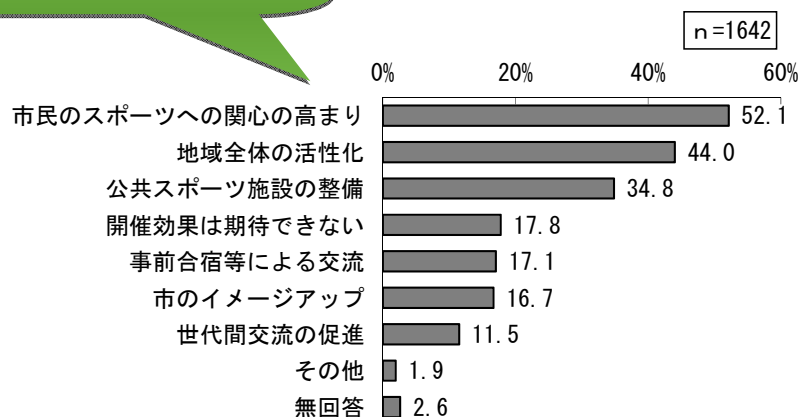
(35) 地域のスポーツ資源を活かした交流人口の拡大とまちの活性化

- 山・海・川、四季折々の地域のスポーツ資源を活かし、ロードレース（マラソン・駅伝・トレイルランニング等）・ウォーキング・サイクリング・E ポート（誰でも簡単に乗れるポート）やビーチスポーツ（ビーチバレーボール・ビーチサッカー等）などの参加型スポーツイベントを開催し、訪れた人たちに「長岡の魅力」を伝え、スポーツを通じた交流人口の拡大を図ります。
- 参加者への応援やおもてなしなど、地域住民をはじめ、地域観光に関わる諸団体が一体となった事業実施により、新たなスポーツへの関わりを通して市全体のスポーツ機運の醸成を図るとともに、元気な地域の創出やまちの活性化を図ります。
- 降雪量が少ない海沿いの地域や、運動施設の近隣に宿泊施設があるなどの各地域の特色あるスポーツ資源を最大限に活用し、合宿の受け入れ等をはじめとした交流人口の拡大を図ります。

（実施主体：スポーツ振興課・地域振興戦略部・スポーツ協会・各団体）

■（参考）大規模な大会に期待する市への効果（回答者数1,642人）

「市民のスポーツへの関心の高まり」が最も期待されている



出典：市民アンケート（平成28年）

5-3 スポーツ情報の提供の充実

市民が、スポーツへの興味・関心を高めるとともに、スポーツを始める動機や仲間づくりのきっかけとなるよう、スポーツに関する豊富な情報を多様な手段で提供します。

また、本市のスポーツに関する取り組みを国内外に向けて広くPRします。

【主要事業】

(36) 多様な手段を用いた市民への情報の発信

- 市政だより・ポスター・チラシ等の紙媒体をはじめ、アオーレ長岡の大型ビジョンの活用、インターネット上の告知などによる情報提供を行います。
- NCT（ケーブル TV）・まいぷれ長岡（HP）・まるごと生活情報（フリーペーパー）・アオラジ（FM 新潟）等の地元メディアを活用し、豊富な情報をタイムリーに提供します。

（実施主体：スポーツ振興課・スポーツ協会）

(37) 国内外へ本市の取り組みを発信

- 大規模大会の開催、プロスポーツ観戦機会の拡大、スポーツに関する協定締結、2020 東京オリンピック・パラリンピックの事前合宿の招致など、本市のスポーツに関する取り組みを国内外に広くPRします。

（実施主体：スポーツ振興課・スポーツ協会）

参考資料

1 長岡市スポーツ推進審議会条例、委員名簿

○長岡市スポーツ推進審議会に関する条例

平成24年3月30日

条例第4号

長岡市スポーツ振興審議会に関する条例（昭和37年長岡市条例第14号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、スポーツ基本法（平成23年法律第78号。以下「法」という。）第31条の規定に基づき、スポーツの推進に関する審議会その他の合議制の機関の設置、委員の定数、任期その他必要な事項を定めることを目的とする。

（審議会の設置及び名称）

第2条 本市に前条の審議会その他の合議制の機関として長岡市スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、長岡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の附属機関とする。

（審議会の職務）

第3条 審議会は、スポーツの推進に関する次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 法第10条第1項に規定する地方スポーツ推進計画に関すること。
- (2) 法第35条に規定する補助金の交付について意見を述べること。
- (3) スポーツの施設及び設備の整備に関すること。
- (4) スポーツの指導者の養成及びその資質の向上に関すること。
- (5) スポーツの事業の実施及び奨励に関すること。
- (6) スポーツの団体の育成に関すること。
- (7) スポーツの技術水準の向上に関すること。
- (8) スポーツによる事故の防止に関すること。
- (9) 前各号に掲げることのほか、スポーツの推進に関すること。

（審議会の委員）

第4条 審議会の委員（以下「委員」という。）の定数は、20人以内とする。

2 特別の事項を調査審議するために必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

3 委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係行政機関の職員

（委員の任期）

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 臨時委員の任期は、特別の事項に関する調査審議が終了するまでの間とする。

（報酬及び費用弁償）

第6条 委員（臨時委員を含む。以下本条において同じ。）が審議会に出席したときは、別に条例の定めるところにより報酬を支給する。ただし、第4条第3項第2号に該当する委員については、この限りでない。

2 委員が職務のため旅行したときは、別に条例の定めるところによりその費用を弁償する。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

委員長 市村 輝 男 定数 20人
副委員長 松 生 貞 雄 任期 平成28年5月1日～平成30年4月30日

選出区分	氏 名	役 職 等
学識経験	若杉 透	新潟医療福祉大学 健康科学部 健康スポーツ学科 教授
学識経験	戸内 英雄	日本体育協会公認スポーツドクター
学識経験	中村 真衣	(株)JSS スイミングアドバイザー
団体推薦	市村 輝男	長岡市スポーツ協会会長 長岡スキー協会会長
団体推薦	高田 裕司	長岡市スポーツ協会副会長 (生涯スポーツ委員長)
団体推薦	松生 貞雄	長岡市スポーツ推進委員連盟会長
団体推薦	小林 文雄	長岡市小学校体育連盟会長
団体推薦	青柳 隆広	長岡市中学校体育連盟会長
地域推薦	松井 栄一郎	長岡市スポーツ推進委員 中之島地区スポーツ推進委員会会長
地域推薦	小林 康一	長岡市スポーツ推進委員 越路スポーツ委員会会長
地域推薦	黒崎 貴子	みしま元気生活推進委員 三島地域ふるさと創生基金事業実行委員
地域推薦	樺澤 和幸	山古志地域委員会委員長 前長岡市体育指導委員
地域推薦	山岸 清人	前長岡市体育指導委員 Jrバレーボールチーム指導者
地域推薦	平澤 勝司	長岡市スポーツ推進委員
地域推薦	三上 徹人	寺泊地区体育協会会長 総合型スポーツクラブ「てらスポ!」会長
地域推薦	北郷 昌明	長岡市野球連盟副会長 栃尾地区体育協会会長 若草ピクトリースポーツ少年団指導者
地域推薦	本村 正一	与板地区体育協会会長
地域推薦	佐藤 仁	長岡市スポーツ推進委員
公 募	池田 元三郎	大島こども塾塾長 大島川西グラウンドゴルフ会会長
公 募	前田 義昭	青葉台ソフトボールチーム監督 青葉台バドミントンクラブチーム代表

2 スポーツ推進計画策定検討委員会開催要領、委員名簿

長岡市スポーツ推進計画（仮称）策定検討委員会開催要領

（目的）

第1 本市は、長岡市スポーツ推進計画（仮称）（以下「推進計画」という。）の策定にあたり、推進計画の施策の方針等を検討するため、長岡市スポーツ推進計画（仮称）策定検討委員会（以下「委員会」という。）を開催する。

（任務）

第2 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- （1） 推進計画の施策の方針、記述に関する事項
- （2） 前号に掲げる事項のほか、推進計画の策定に関し必要な事項

（委員の構成）

第3 委員会は、スポーツ関係団体の代表者等からなる10名以内の委員で構成する。

（任期）

第4 委員の任期は、平成29年3月31日までとする。

（委員長及び副委員長）

第5 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、委員を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

（会議）

第6 委員会の会議は、委員長が議長となる。

（庶務）

第7 委員会の庶務は、市民部スポーツ振興課で処理する。

（その他）

第8 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、平成28年7月5日から施行する。

（有効期限）

- 2 この要領は、平成29年3月31日限り、その効力を失う。

委員長 篠田 邦彦 定数 10人
副委員長 野口 剛 任期 平成28年7月5日～平成29年3月31日

区分	氏名	役職等
委員長	篠田 邦彦	新潟大学教育学部教授
副委員長	野口 剛	(公財)長岡市スポーツ協会専務理事
委員	穂刈 恵司	長岡市スポーツ推進委員連盟副会長
委員	小林 文雄	長岡市小学校体育連盟会長
委員	小林 淳	長岡市老人クラブ連合会会長
委員	丸田 徹	新潟県障害者スポーツ協会理事
委員	樺澤 和幸	山古志地域委員会委員長 前長岡市体育指導委員
委員	渡辺 美子	市民協働センター長
委員	結城 サカエ	フィットネスサークルユウキ代表
委員	山岸 美恵子	新潟県栄養士会長岡支部

3 計画の策定経過

日程	会議名等	概要
H28.3.15	スポーツ推進審議会 (H27)	市民アンケート調査概要説明
H28.7.22	第1回スポーツ推進審議会	現行計画の検証、アンケート結果 計画の策定方針説明
H28.7.28	第1回策定検討委員会・ 策定ワーキング部会合同会議	現行計画の検証、アンケート結果 計画の策定方針説明
H28.9.26	第2回策定ワーキング部会	計画書素案の策定作業説明
H28.10.14	第2回策定検討委員会	計画書素案の内容審議
H28.11.4～14	スポーツ推進審議会委員の意見聴取	書面による計画書素案への意見聴取
H28.11.28	第3回策定検討委員会・ 策定ワーキング部会合同会議	計画書素案の最終確認
H28.12.15 ～28	パブリックコメントの実施	市民から広く意見を聴取
H29.2.●●	第2回スポーツ推進審議会	計画書素案の最終審議



長岡市スポーツ推進計画

平成 29 年 3 月

発行 長岡市・長岡市教育委員会

編集 長岡市市民部スポーツ振興課

電話 0258-32-6117 FAX 0258-39-2257

電子メール：sports@city.nagaoka.lg.jp